

## 《資 料》

ザクセン「九月騒乱」期の同時代パンフ  
レットにおける農業・土地問題（Ⅰ）

本稿を高橋幸八郎先生に捧げ、内容誠に貧弱ではあるが、非才病弱のわたくしを大学院入学以来暖かく御指導下さった先生の御還暦に、遅ればせながら祝意を表わしたいとおもう。

松 尾 展 成

## は じ め に

ザクセン王国の「農民解放」あるいは「市民的土改」は、殆ど未開拓の分野であった。これに初めて本格的な検討を加えたのは、『19世紀前半のザクセンにおける市民的土改』なる表題と、興味をそそる副題とをもつ Reiner Gross の最近の労作<sup>(1)</sup>であり、研究史上のその貢献は特筆に値しよう。しかし、問題はなおさまざまに残されていると思われる。

Gross は「改革措置の経済的必然性」（第1章第2節）を問うて、1760年以降の政府や「ライプチヒ経済協会」の努力による農業技術の改善と生産力の向上、こうした「経済発展により1830年頃ザクセン農業では、封建的土地制度諸関係の撤廃を要求する時点が到達された」（Gross, *Sachsen*, S. 56）と言う。本書紹介の中でわたくしが述べたように、「著者の断定は誠に明快である<sup>(2)</sup>」が、ここにおいては、「補論」（「1830—70年におけるザクセン農業の発展」）においてと同じく、領主経営におけるカブラ栽培の拡張が賦役の増徴をもたらし、あるいは、領主牧羊業の展開が「農民経営の改善を阻害したとの記述が時になされるとしても、全体的には、領主経済と農民経済における生産力発展の対抗という視角は前面に押し出されることなく、生産力発展一般で概括されることに一つの疑問がある。」<sup>(3)</sup>この視角からわたくしは二つの小論において領主牧羊業の発展と農民経済の展開との対立関係を析出し、ザクセン土地改革の「経済的必然性」を一側面から明らかにしようとした。しかし、わたくしは研究史の現状では、ザクセンにおける農業構造再編成の基礎過程を、オスト・エルベについて究明されているほど全面的に、追及することはできない。<sup>(4)</sup><sup>(5)</sup><sup>(6)</sup>

次に、土地改革の準備過程、および、ザクセン農民解放の起点をなす1832年償却法・地代銀行法の成立過程を考えてみよう。それに関する Gross の分析（第1章第3節「土地改革措置に対する政府・等族・世論の態度」、および、第2章第1節「償却・共同地分割法の成立」と、第3章第2節「地代銀行の本質と作用」前半部分）、特に、1790年の「ザクセン一揆」を契機に起案され、1828年ないし1830年8月に漸く制定された放牧権・賦役問題の一般原則をめぐる政府と等族の動向、ならびに、1829年の「償却委員会」設置により本格化され、「九月騒乱」により加速化された、償却法・地代銀行法に関する償却委員会・枢密院での審議過程、の解明は、私見によれば、「著者が従来未利用の官庁文書を駆使しつつ、最も重点的に追究した部分であって、政府と等族、つまり領邦絶対主義国家ザクセンの支配層内部における土地改革への志向と逆動、改革をめぐる対立と妥協について、大きな実証的寄与を果たしたと言わねばならない。しかしながら、ここでは、土地改革のもつ〔上からの〕対応としての性格よりもむしろ、改革への志向の独自の運動という側面の強調が特徴的である。これは、封建的土地所有の無償廃棄、著者のいわゆる土地革命、を求める時論、および、1790年の農民一揆と1830—31年の「革命的騒擾」の中で提起された諸要求が、第2章第3節〔土地改革「追加諸法」〕での三月革命の場合（註。柳沢治、「ドイツ三月革命の農業・土地問題」、『社会科学研究』21巻2・3号、1970年、164—68ページ、参照）と同じく、立入って分析されていないことに集中的に表現されていると考えられる。<sup>(7)</sup>」

勿論 Gross の労作にも、三月革命期を含めて若干の言及はある。放牧権に反対する1793、95、97年のフォークトランツの局部的農民一揆(Gross, *Sachsen*, S. 62f.), 1830年の Neukirchen 所領3村の賦役拒否 (S. 89), 1831年の Wechselburg 管区9村での農民騒擾と、それを支援した弁護士 Moritz August Richter の処刑 (SS. 89—91), 1848年 Kleinstolpen 村「祖国協会」による土地負担の完全無償廃止要求 (S. 117), 同年のフォークトランツ36村請願書における償却地代の軽減要求 (S. 118f.), 1770年代以後の、関連するいくつかのパンフレット（本稿で紹介する [Mossdorf], [Engel], Barth を含む）や、第一次『蜜蜂』<sup>(8)</sup> (*Die Biene*, Zwickau 1827—33) に代表される定期刊行物での批判的記事 (S. 44 f., 63 f., 74 f., 91 f., 102, 111 f.), などがそれぞれである。しかし Gross は、「1831—32年には……賦役拒否はザクセンで決して特殊事例ではなかったことを、当時のさまざまな文書証言は実証する。1832年3月にフォークトランツ県知事もまた、

『フォークトラント県で認められる農民の賦役給付反対の激高と、若干の共同体によって意図された、彼らの土地からの、放牧権をもつ〔領主羊〕群の暴力的放逐』について報告した」(Gross, *Sachsen*, S. 91)と一方では記しつつ、他方では次のように判断している。「改革〔1832年償却法〕に対する農民の直接的意見は残されていない。多分彼らの多くは封建的束縛の無償廃棄を期待したのであろうが、その過半はこれ〔改革〕を歓迎したのであろう。」(Gross, *Sachsen*, S. 92.)

その後わたくしは、三月革命期ザクセンの農民運動についての Roland Zeise の学位論<sup>(9)</sup>文を閲読しえたが、Zeise も Gross の土地改革論(ただし、別記の学位論文)を批判して言う。Gross は、『ザクセン農民の圧倒的多数にとって、ブルジョアの農業発展のプロシヤ型の道において考える最も有利な条件』(Gross, *Diss.*, S. 228)での償却という、「ザクセンにおけるプロシヤ型の道の特殊性を疑いなく強調しすぎる。」「かかる判断は、Gross が完全に無視しているところの、償却立法への多数の農民の激しい批判と一致しない。彼は、彼のテーマにとっても特別に重要な農民の請願書を利用していないからである。」そこで Zeise は一応次のように結論する。「Gross は、ザクセンの市民的土地改革の積極的側面を示すことに抜群の成功を収めたが、……農業における資本主義発展のプロシヤ型の道の否定的作用を完全に暴露する可能性を放棄している」(Zeise, *Diss.*, S. 65)と。Zeise によれば事実は次の通りであった。「1830—31年には封建的諸負担の無償廃棄への要求はザクセンで既に非常に一般化していた。」「ツヴィカウ県知事は1831年12月に、『多くの農村住民の期待は賦役の廃止に関しては、それが無償で行なわれるであろう、ということである』と報告した。」「4週間後に彼は、農村住民の最大部分が『多分余りにも性急な希望』を抱き、『すべての重圧的な賦役の即時かつ無条件の廃止を達成しうる』と考えている旨、書き記した。」「ライプチヒ県でも、『一切の補償なしでの賦役・奉公の廃止という、誤った見解が……非常に蔓延』していた。」(Zeise, *Diss.*, S. 40.)

Zeise は、自らのテーマたる三月革命に関連しても、Gross を批評する。「Gross は1848年の革命に『償却立法の継続と完成における特殊的地位』<sup>(10)</sup>のみを容認する。彼はそれを、『協定のヨリ加速化された実施と地代解消の速やかな終結』がそれによって達成されるべきであるところの、『包括的な償却法作成に人が没頭するための誘因』(Gross, *Diss.*, S. 173 f.)とのみ見なした。」「彼は1848—49年の革命を取扱う際に、資本主義発展のプロ

シャ型の道に対する革命的な選択〔アメリカ型の道〕を示さないで、彼が初めに〔「序論」で〕正当に定式化したブルジョアの農業発展の客観的に可能な二つの道についてのレーニン理論を、ザクセンに関して実際には否定している。」「現実には、農村民衆の客観的利害は、本研究において明白に証明されたように、ザクセンでも農民に敵対的であった償却の、多分より低い率での、加速化された実施のみならず、土地問題の革命的解決を要求したのであった。」（Zeise, Diss., S. 77 f.）

更に Zeise は、Gross の、ザクセン償却立法の特徴的理解から帰結する、「地代償却の実施」（第3章第1節）過程についての把握をも次のように論評する。「償却過程での農民的利害と騎士層的利害の間のこの斗争が否認されることが、Gross の研究の一弱点である。償却額の高さをめぐる争斗は彼によって挙げられた文献の中に少なくとも指示されているにもかかわらず、彼は地代解消を、摩擦も斗争もない過程として敘述する（Gross, Diss., S. 188 ff.）」（Zeise, Diss., S. 42）と。

ここでわたくしは、問題を限定し、社会諸階層の経済的利害の対抗の歴史的帰結として1832年償却法の成立過程を考察することにしよう。<sup>(11)</sup>この法律を含むいわゆる「ザクセン改革」の直接的動因となったのは、1830—31年の民衆運動である。ウィーン復古体制のザクセン版、<sup>(12)</sup>Detlev Graf von Einsiedel の政権に対する国民各層の不満は、1830年6月ドレスデン・ライプチヒの蜂起の後、パリ七月革命の影響を受けて同年9月2日大都市ライプチヒで爆発した。騒乱は9月9日には首都ドレスデンに、更に工業都市ケムニッツなど各地にも波及し、民兵団（Kommunalgarde）が警察力を掌握するに至った。これがいわゆる「九月騒乱」（Septemberunruhe）であるが、民衆運動は翌31年にも4月にドレスデンで、8月にはライプチヒで高揚を見せた。この非常事態への支配層の対応はまず、30年9月10日の、王族 Friedrich August <sup>(13)</sup>を議長とする『公安維持国王任命委員会』（die zu Aufrechthaltung der öffentlichen Ruhe allerhöchst verordnete Commission. <sup>(14)</sup>以下では『国王任命委員会』と略称）の創設、同月13日の Bernhard August von Lindenau <sup>(15)</sup>への政権交替、同月23日の王族 Johann <sup>(16)</sup>の全ザクセン民兵団総司令官への任命、であった。そして、1年後の31年9月に、ザクセン改革の方向を提示する憲法が発布され、都市自治体条令（31年12月）、償却法（32年3月）がそれに続いた。<sup>(17)</sup>

それでは、「九月騒乱」期における農村の民衆運動はいかなるものであったのか。運動の範囲と方向を究明することは、今の所わたくしにはできない。文献に乏しく、農民の請

願書も、本稿に紹介する30年10月のドレスデン周辺119村のそれと、31年2月の Dippoldiswalde 管区1市29村のそれ、および、Wolfgang Jacobeit の採録した30年10月エルツゲビルゲ Dittersbach 村のそれ<sup>(18)</sup>（の一部？）と、R(udolf) Lehmann の紹介した北部ザクセン Mannewitz, Liptitz 両村のそれの一部<sup>(19)</sup>を利用しうるにすぎないからである。そのためわたくしは別種の接近を試み、同時代文献の論調から、「九月騒乱」期に時人が、解決すべきものと意識していた農業・土地問題<sup>(20)</sup>は、どのようなものであったのか、を掘起してみようと思う。本稿では差当り同時代文献のうちパンフレットのみを取上げて、できる限り刊行順に紹介し、第一次『蜜蜂』を中心とする定期刊行物の論調については機会を改めることにしたい。農業・土地問題に関連する同時代パンフレットは、上述 Gross の言及のほか、都市の民衆運動を主対象にする Paul Reinhardt の研究<sup>(21)</sup>、および、ザクセンの「国家再建」に関する Horst Schlechte の著作<sup>(22)</sup>、のそれぞれ膨大な同時代文献目録にも僅かながら見出される。更にわたくしは「ザクセン統計局図書館目録」<sup>(23)</sup>の中に4冊を発見した。しかし、本稿におけるような問題接近は、従来試みられたことはなく、また、わたくしはザクセン関係資料に豊富なザクセン図書館（Sächsische Landesbibliothek）およびハレ大学 Ponickau 文庫を完全に利用することもできないので、本稿は暫定的なものにすぎない。なお、本稿で紹介するパンフレット（1830—34年刊行）12の中、1と8は Ponickau 文庫、他はザクセン図書館、所蔵本のマイクロフィルムによった。

（注）

- （1）*Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts. Untersuchung zum Problem des Übergangs vom Feudalismus zum Kapitalismus in der Landwirtschaft*, Weimar 1968（以下では、Gross, *Sachsen*, と略記。その紹介、拙稿、「『ザクセン改革』と『国家再建』」、『岡山大学経済学会雑誌』2巻3号、1970年〔以下では「ザクセン改革」と略記〕）。前掲拙稿執筆後わたくしは、本書についての下記の書評を知った。（i）Gerhard Heitz, “Varianten des preussischen Weges”, *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1969. (ii) Friedrich-Wilhelm Henning, *Besprechung, Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte (VSWG)*, Bd. 57, 1970. (iii) Diedrich Saalfeld, *Besprechung, VSWG*, Bd. 58, 1971. ——なお、本書の前身は同一表題の学位論文（Diss. Rostock 1963. 以下では、別記 Zeise の学位論文によって引

用される限りで、Gross, Diss., と略記）である。また著者には以下の論文がある。

- (i) “Die kleinbürgerlich-demokratische und Arbeiterbewegung in Sebnitz und Umgebung 1848/49”, *Jahrbuch für Regionalgeschichte*, Bd. 1, 1965. (ii) “Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen und die sächsische Oberlausitz”, *Letopis. Jahresschrift des Instituts für Sorbische Volksforschung*, Reihe B, Bd. 14, 1967（以下では、Gross, “Oberlausitz”, と略記）。(iii) “Bemerkungen zur Entwicklung der agrarischen Produktion in Sachsen vor der bürgerlichen Agrarreform”, *Sächsische Heimatblätter*, Bd. 13, 1967.
- (2) 前掲拙稿, 「ザクセン改革」, 84ページ。
- (3) 同上, 91ページ。
- (4) 拙稿, 「ザクセンにおける牧羊業の興隆と衰退」, 『岡山大学経済学会雑誌』3巻2号, 1971年, および, 「ザクセン牧羊業の発展と農民経済」, 大野英二・住谷一彦・諸田実編, 『ドイツ資本主義の史的構造』, 有斐閣1972年（以下では「農民経済」と略記）。
- (5) 農民層分解の一側面としての, 七年戦争後から18世紀末までのザクセンにおける農村工業の展開については, 拙稿, 「18世紀後半のザクセンにおける特権都市と農村工業」, 高橋幸八郎・古島敏雄編, 『近代化の経済的基礎』, 岩波書店1968年, を, 19世紀前半については, 福応健, 「ザクセン綿紡績業における機械制工場経営の成立」, 『商学論究』11巻4号, 1964年, を参照。
- (6) 藤瀬浩司, 『近代ドイツ農業の形成』, お茶の水書房1967年, 第1部第2章, 参照。
- (7) 前掲拙稿, 「ザクセン改革」, 87ページ。〔 〕の部分加筆。
- (8) 上記の弁護士 M. A. Richter の兄弟 Karl Ernst Richter の編集する週刊新聞。同一人の編集した第二次『蜜蜂』(*Die Biene*, Zwickau 1848—49) と区別して, こう呼んでおく。
- (9) *Die antifeudale Bewegung der Volksmassen auf dem Lande in der Revolution 1848-49 in Sachsen*, Diss. Potsdam 1965（以下では、Zeise, Diss., と略記。その紹介, 拙稿「三月革命期およびフランス革命期のザクセンにおける農民運動」, 『岡山大学経済学会雑誌』3巻1号, 1971年）。この学位論文の一部は, 前掲拙稿, 148ページで挙げた三雑誌論文の他に, 次の三論文として公表されている。
  - (iv) “Das Verhältnis der antifeudalen Bewegung der Volksmassen auf dem

Landes zur kleinbürgerlichen Demokratie in der Revolution von 1848—49 in Sachsen”, *Wissenschaftliche Zeitschrift der pädagogischen Hochschule K. F. W. Wander, Dresden*, 1969. (v) “Bauern und Demokraten 1848—49. Zur antifeudalen Bewegung der sächsischen Landbevölkerung in der Revolution von Herbst 1848 bis zum Vorabend des Dresdener Maiaufstandes”, *Jahrbuch für Regionalgeschichte*, Bd. 4, 1970. (vi) “Der Sturm auf das Waldenburger Schloss 1848”, *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, Bd. 21, 1973. — Zeise のこの学位論文は、ザクセンの三月革命に関する Rolf Weber の最近の労作 (*Die Revolution in Sachsen 1848—49. Entwicklung und Analyse ihrer Triebkräfte*, Berlin 1970, SS. vii—viii) によっても次のように高く評価されている。「ザクセンの農民層は、1848—49年において、民主主義的小市民層および労働者階級より遙かに低い程度においでであるにせよ、革命の推進力に算えられねばならないけれども、本研究では詳細には考慮されない。……これは、Roland Zeise の学位論文がザクセン革命の農民運動をその全景において徹底的かつ十分に取扱っているから、可能であり、必要であった」と。

- (10) Gross は上記の著書では、三月革命が「償却立法の継続と完成における決定的な一章をなした」(*Sachsen*, S. 115) と表現して、そこに Zeise の学位論文を註記している。Gross は自らの学位論文に対する Zeise の批判をかなりの程度受入れたのはあるまいか。
- (11) 以下、一般的史実についての典拠は原則として、最近の概観, Gerhard Schmidt, *Die Staatsreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts. Eine Parallele zu den Steinschen Reformen in Preussen*, Weimar 1966 (その紹介, 前掲拙稿, 「ザクセン改革」), のみを、そこに記述されていない事実については、わたくしの参照しえた最も古い文献のみを、挙げる。
- (12) 彼 (1773—1861) は「1813年から〔1830年9月13日まで〕唯一人の首相 (Premier-minister) 〔厳密には官房大臣 (Cabinets-Minister) 〕であり、一切の進歩を拒否」した。(G. Schmidt, a. a. O., S. 80.) 土地問題に対する彼の態度については, [Carl August Hase, Pseudonym Karl von Steinbach], *Sachsen und seine Hoffnungen. Eine politische Denkschrift der Septemberwochen 1830*, Leipzig 1830, S. 67; Paul Reinhardt, *Die Sächsischen Unruhen der Jahre*

- ザクセン「九月騒乱」期の同時代パンフレットにおける農業・土地問題（Ⅰ） 107
- 1830—1831 und Sachsens Übergang zum Verfassungsstaat, Halle 1916, S. 35, 83; Alexander Schlechte, *Die Vorgeschichte der sächsischen Verfassung vom 4. September 1831*, Diss. Leipzig 1927, S. 51; Gross, “Oberlausitz”, S. 8 f.; Gross, *Sachsen*, S. 74, 参照。彼の所有する Lauchhammer 製鉄所の経営史的分析として、福応健, 「領主経営の展開といわゆる “Aristocratic Entrepreneurship”」, 『商学論究』35号, 1961, がある。
- (13) 国王の甥(1797—1854), 1821年から枢密顧問官 (Geheimer Rat), 『国王任命委員会』議長は30年9月15日まで, 同月13日から摂政, 36年から国王 Friedrich August 二世。(G. Schmidt, a. a. O., SS. 104—06, 109; [Hase], a. a. O., S. 22.) 「当時の市民的・自由主義的理念に対して理解力をもち, 一般の人望があった」彼は, 「国王 Anton [1. 註(8) 参照] が政務で自由行動を許したため, この〔摂政の〕資格において1830年以降, 自らの発案により憲法制定と国制全般の革新に関与した。」(G. Schmidt, a. a. O., S. 109.) 土地改革との関連については, Gross, “Oberlausitz”, S. 7 f.; Gross, *Sachsen*, S. 73, 78f., 139, 178—80, 232—35, 参照。
- (14) この名称を『国王任命委員会』の公式文書は付しているが, 後述ドレスデン周辺119村の請願書では, öffentlichen が脱落しており, また, 9月13日付ドレスデン新市街区 (Neustadt) の請願書 ([Hase], a. a. O., SS. 113—25, に採録) は, eine zu Aufrechthaltung der öffentlichen Ruhe verordnete hohe Kommission に提出されている。同時代人も eine Commission zur Aufrechthaltung der [öffentlichen] Ruhe (C[arl] W[ilhelm] Böttiger, *Geschichte des Kurstaates und Königreiches Sachsen*, Bd. 2, Hamburg 1831, S. 663. — [Ludwig] F[erdinand] Stolle, hrsg., *Die sächsische Revolution oder Dresden und Leipzig in den Jahren 1830 und 1831 (Sachsens Hauptstädte. Ein humoristisch-politisches Doppelpanorama*, Bd. 1), Leipzig 1835, S. 31, では〔 〕の部分に欠落) と呼んでいる。——なお, 本『委員会』は30年11月7日任務を完了して解散した, と言われる。(C[arl Christian Carus] Gretsche / Friedrich [von] Bülow, *Geschichte des sächsischen Volkes und Staates*, 2. Aufl., Bd. 3, Leipzig 1863, S. 715.)
- (15) (1779—1854). 1820年からザクセン・ゴータ・アルテンブルク公国政府を主宰し

- た後、27年からザクセン王国政府にはいり、29年枢密顧問官兼経済委員会 (Landes-Oeconomie-, Manufactur- und Commerciens-Deputation) 総裁、30年9月10日『国王任命委員会』委員、9月13日内政担当官房大臣、31—43年立憲政府初代首相 (34年までは内相兼務)、48年ドイツ立憲国民議會議員 (中央左派)。(G. Schmidt, a. a. O., S. 106, 110—13; Stolle, a. a. O., S. 31.) ザクセン「改革の、専門的知識のある徹底的な実施は、就中、彼の発案と勤勉に基づく。」(G. Schmidt, a. a. O., S. 113.) 土地改革との関連については、C[äsar] D[ietrich] von Witzleben, *Die Entstehung der constitutionellen Verfassung des Königreichs Sachsen. Zur Feier des 50jährigen Bestehens der Verfassungsurkunde vom 4. September 1831*, Leipzig 1881, S. 153, 359; *Die Landrentenbank im Königreiche Sachsen. Festschrift zur Feier des am 1. Januar 1884 zu begehenden Jubiläums des 50jährigen Bestehens dieser Anstalt*, hrsg. v. der Königlichen Land-, Landeskultur- und Altersrentenbank-Verwaltung, Dresden 1883 (以下では、*Die Landrentenbank*, と略記), S. 23, 28; Robert Wuttke, *Gesindeordnungen und Gesindezwangsdienst in Sachsen bis zum Jahre 1835*, Leipzig 1893, SS. 214—16; Karl Georg Immanuel Teuthorn, *Das sächsische Gesetz über Ablösung und Gemeinheitsteilung vom 17. März 1832 in seiner Entstehung und in seinen Folgen, besonders in Betreff der auf Grund des Gesetzes vorgenommenen Gemeinheitsteilungen*, Diss. Leipzig 1904, S. 38; Gross, “Oberlausitz”, SS. 13—15; Gross, *Sachsen*, S. 76, 92—94, 112, 136, 217—23, 参照。
- (16) Friedrich August の弟 (1801—73)。1825年から枢密財務委員会 (Geheimes Finanzkollegium) 副総裁、兄の後任として『国王任命委員会』議長、30—31年枢密顧問官兼枢密財務委員会総裁、54年から国王。(G. Schmidt, a. a. O., S. 104, 109f.; Böttiger, a. a. O., S. 590.) 彼は「保守的であり、彼の兄ほど民衆的ではなかった」が、「当時の王族としては異常な勤勉と法律的専門知識でもって改革事業、特に立法、に活発に関与した。」(G. Schmidt, a. a. O., S. 109f.) 土地改革との関連については、*Die Landrentenbank*, S. 23 f.; Wuttke, a. a. O., S. 216; Reinhardt, a. a. O., S. 288; Willi Boelcke, *Bauer und Gutsherr in der Oberlausitz. Ein Beitrag zur Wirtschafts-, Sozial- und Rechtsgeschichte der*

- ザクセン「九月騒乱」期の同時代パンフレットにおける農業・土地問題（Ⅰ） 109
- ostelbischen Gutsherrschaft*, Bautzen 1957, S. 286; Gross, “Oberlausitz”, S. 14; Gross, *Sachsen*, SS. 98—100, 137f., 214—17.
- (17) 以上については, G. Schmidt, a. a. O., SS. 103—08, 138—77; Stolle, a. a. O., S. 70, 参照。
- (18) *Schafhaltung und Schäfer in Zentraleuropa bis zum Beginn des 20. Jahrhunderts*, Berlin 1961, S. 140f. その要旨は前掲拙稿, 「農民経済」, 18—20 ページ, に訳出。
- (19) “Liptitzer Bauern klagen 1831 ihre Not,” *Der Rundblick. Halbmonats-schrift der Kreise Wurzen und Oschatz*, 1956, SS. 103—05.
- (20) 本稿では, 領主裁判権および地租をめぐる数多の同時代パンフレットは取扱われない。領主裁判権については差当り, Paul Körner, *Der Kampf um die Aufhebung der gutsherrlichen Gerichtsbarkeit im Königreich Sachsen bis zum Revolutionsjahre 1848*, Diss. Dresden 1935, を, 地租改正前史については, 拙稿, 「18世紀末・19世紀初めのザクセンにおける租税論争」(Ⅰ)(Ⅱ), 『岡山大学経済学会雑誌』1巻3・4号(1970年), 4巻1号(1972年), (未完), を, 参照。
- (21) Reinhardt, a. a. O.
- (22) *Die Staatsreform in Kursachsen 1762—63. Quellen zum kursächsischen Rétablissement nach dem Siebenjährigen Kriege*, Berlin 1958 (その紹介, 前掲拙稿, 「ザクセン改革」)。
- (23) *Katalog der Bibliothek des Königl. Sächs. Statistischen Bureau*s, hrsg. von der Direktion, Dresden 1890 (以下では, *Katalog*, と略記)。ただし, 1973年2月20日付ザクセン図書館からの回答によれば, 本図書館自身は1945年2月13日(かのドレスデン大空襲!) 焼失した。
- (24) わたくしは, ザクセン図書館の分類カタログ・「ザクセン」部門の未刊行部分のみでなく, 既刊行分(Rudolf Bemmman, hrsg., *Bibliographie der sächsischen Geschichte*, 3 Bde., Leipzig 1918—32) も利用しえなかった。*Sächsische Landesbibliothek. Benutzungsführer*, bearbeitet von B. Burgemeister und H. Deckert, Dresden 1960, S. 66f., 参照。ハレ大学, 特に Ponickau 文庫の蔵書目録も刊行されていない。

1. Anonym, *Vorstellung mehrerer Dorfschaften des Meissnischen Kreises an die zu Aufrechthaltung der Ruhe allerhöchst verordnete Commission und die darauf ertheilten höchsten Resolutionen*, Dresden, gedruckt in der Königl. Hofbuchdruckerei von C. C. Meinhold und Söhnen <sup>(1)</sup>〔1830〕.

「九月騒乱」の緊急事態に対処すべく創設された『国王任命委員会』は、創設の翌日9月11日に、『公共の、また都市の諸問題についての要望と提案を受取り、吟味するであろう』<sup>(2)</sup>と告示した。『国王任命委員会』にマイセン県 Strehlen, Kesselsdorf 等<sup>(3)</sup>119村の農民から提出された、起草者不明の請願書（30年10月10日付）が本小冊子である。Carl August Engelhardt と推定される匿名の一時人は言う。農民（Landmann）は一世紀前には租税（Steuer）・公課（Abgaben）に呻吟しつつも、『静かにすべてに耐えて』いたが、1830年には『租税と諸給付（Leistungen）は軽減されているのに、なお一層の軽減……を期待して、国王の前ですべての苦情を喧しく〔述べ〕、身分制議会（ständische Versammlung）への参加の権利さえ要求する。』『マイセン県（Kreis）の120村は——無数の個々の苦情書は別として——……国王任命委員会に……22ヶ条の苦情書を手交した。』『もし1730年であれば』、かかる訴願者は『叛徒と……宣言』されたであろうが、1830年には『正当な苦情が匡正されたり、それに必要な調査と吟味をさせることによって、それ〔匡正〕への見込みが開けたりした。身分制議会への〔農民の〕参加の希望と、苦情書の印刷への許可、また、それに対するその筋の決定、さえ請願者に与えられた。』<sup>(5)</sup>同時代の歴史家 Böttiger は、上の〔Engelhardt〕を註記しつつ、『マイセン県の120の集落（Ortschaften）は一文書において王国の80万の農民の権利のために語って、邦議会（Landtag）での代表を求めて請願した』と書いている。<sup>(6)</sup>Reinhardt も「120村」請願書の要旨を紹介している。<sup>(7)</sup>いずれの場合にも明記されてはいないが、本小冊子が指示されていると考えられる。その内容は次の通りである。

都市の請願書が国王陛下と摂政殿下に聴許されたので、<sup>(8)</sup>『我々、ドレスデン周辺にある署名した村々の、土地保有者（Grundbesitzer）たる住民』も請願書を提出する。しかし同時に『恭順な国民、臣民（Unterthanen）として』我々は、最近の『市民的安寧秩序の精神に反する諸事件〔九月騒乱〕を、不満と……正当な憤激をもって聞いて』いる。『我々は今、倫理学と法律との厳格な遂行が我々の手段と行動を常に導いてきたし、将来も導く

であろう、との率直かつ、あからさまな告白を……記すとともに、以下に述べる我々の正当な訴えが聞き届けられないことはないであろうことを信じ、希望する。』（S. 5.）

1) 『各種の直接・間接の公課の不均衡、各種の外国生産物への公課に対する国内生産物への公課の不均衡、および……国内の生産者と Fabrikanten に対する外国人の法外な優遇』は、『国内の耕作、生産、活動を次第に麻痺させて』きた。『ザクセンの課税地の保有者は、個々の村々でさまざまな率と名称の下に存続しているさまざまな公課を考えないでも、その土地から、ショック税と四季税（Schock-, Quatember-Steuer）、糧秣税（Rationsgeld）、フーフエ貢租（Hufengeld）、現物・貨幣の諸負担（Beiträge）を種々様々の官庁に、各種の負担を、彼が編入されている教会、と教会・学校の建物に、また共同体の支出のための諸負担、畜役（Spannungen）、諸給付（Lieferungen）を、負担し、軍隊の宿営（Einquartierungen）を引受けねばならず、保有者として更に人税（Personen-Steuer）を支払い、〔公〕道、村・部落道（Communal- und Nachbarwegen）で手賦役・畜賦役（Hand- und Spann- Dienste）を果たさねばならない。』『保有者がそこで何かを生産する土地が、既に公課を大層著しく課されている〔ので〕、この生産者は、その生産物を直接売る場合、それ以上の公課の支払いをすべて免除されてよいであろう。しかしながらこれは生じないで、彼は馬車で公道（Landstrasse）を行くと、護送税（Geleite）、鋪道通行料（Chausseegeld）、橋銭（Brückengeld）を、特に都市内では鋪道料（Pflastergeld）、臨時的な賦課（Anlagen）、物品税（Accise）等を支払わねばならず、燃料や、経営のための肥料を取り寄せる時〔にも〕、これらの公課すべてを支払わねばならない。』これは1823年3月15日の『護送税条令』<sup>(11)</sup>（Ordnung）以来、特に甚だしく、そのため農民と都市住民との生産物交換が非常に困難になっている。（SS. 6—7.）

『従って、上述のようにさまざまな課税される農村の土地保有者が、即座に土地公課（Grundabgaben）の軽減を獲得することができず、祖国における租税・公課体制の最高に必要な調整がなされないとすれば、少なくとも以下によって彼には軽減が与えられるべきである、(i)制定され加重された護送税が全廃されること、(ii)自己の生産物を運送し、肥料・燃料を取り寄せ、製粉所に運搬する場合、鋪道通行料の税率の $\frac{1}{2}$ への引下げが許されること、(iii)少なくとも外国の生産物と国内の生産物とについて公課の均衡関係が定められること。』（SS. 7—8.）

・(i)について。1823年までは護送税は『遙かに低い率であったし、いくつかの項目、空車、手押車、背負籠については全く免除されていた。護送税の徴収所（Einnahmen）は

今より遙かに稀にしかなかった。』そしてその引上げは『不利にしか作用』しなかった。『(ロ)と(イ)の舗道通行料についても同様で、それは徴収の仕方・方法において運送業〔者〕(Frachtfuhrwesen)にとってより農民にとって少なくとも2倍は重い。』『都市に半マルター(Malter)の穀物、1棚(Klafter)あるいは半棚の木材を運び、あるいは手押車・背負籠で果物をもたらし国内の生産者は、……都市戦債償還金庫(Stadt-Kriegs-Schulden-Tilgungs-Casse)への分担金(Beiträge)、舗道料等の1グロッセン(Gr) 8ペニヒ(Pf)を除いて、15—20 Grの舗道通行料と護送税を支払わねばならない。木材・穀物等を持ち込む際に、外国人〔例えばボエーメンの耕作者(Cultivateur)〕の地位は遙かに有利であって、1シェッフェルの小麦から1 Gr 9 Pf, 〔混合〕穀物(Korn)から1 Gr, 大麦から9 Pfの国境物品税(Grenz-Accise)しか支払わないし、彼は、これをエルベ河で輸入する時は、……エルベ河関税(Elbzoll)は極端に低いので、我々より10—20%安く木材と穀物を販売することができる。』果物その他すべての生産物についても同様である。(SS. 8—9.)

2) 我々は、一般に流通しているプロイセン通貨(Preussisch Courant)への幣制改正を懇願するわけではないが、『すべての租税、御手許金(Privatcassen)として入るものを含めたすべての公課、およびすべての裁判費用(Gerichtskosten)を、〔1753年の協定に基づく協定貨幣(Conventionsgeld)とならんで〕ザクセン王国国庫切符(Cassenbillet)あるいはプロイセン通貨で、打歩(Agios)なしで受取る』よう指令されることを要望する。(SS. 10—11.)

3) 飲料税(Tranksteuer)は『農業に特に有害』である。(S. 12.) (イ)ザクセンの台帳醸造(Braurbar)は近時大いに低下して、年間約13.5万樽(Fass)(その大麦所要量40万シェッフェル)であり、120万の人口1人当りのビールの量は58カンネ(Kannen)にすぎない。しかし年間醸造量は、『ビールが良くて安いならば、』『70万樽以上』にまで増加しうるのであろう。『80万樽あるいはそれ以上のビールの製造』は、『国内の耕作者が供給すべき大麦150万シェッフェル以上』を必要とするし、他方では、搾糟(Treber)を飼料として農業に与える。『これによって、現在はコーヒーその他同種の外国製品と引換えに流出している数百万ターラーが国内に留まる』であろう。(ロ)ビールの消費をこのように拡大するためには、ビールの価格はできる限り安くなければならない。ビール1カンネは3Pfで販売されうるのであろう。現にColditz, Zwickau〔市〕などの公共施設(öffentliche Institute)ではそうになっている。(SS. 13—14.)

い)『これが現在可能でない』のは、『直接・間接の公課が 1 ドレスデン・カンネにつき、農村で生産されたビールには約 2 Pf, 都市のそれには約 3 Pf つく』からである。(S. 14.) というのは、1819年3月3日の『飲料税告示』<sup>(12)</sup> (Ausschreiben) によれば『ビールについての租税は 1 ターラー 8 Gr の飲料税と 1 Gr の麦芽税 (Malzsteuer) である。しかし租税額は都市の台帳醸造に対する都市的賦課と結合して遙かに高くなる。都市、特にドレスデン市の醸造者は飲料税の外に大麦・麦芽の物品税、ホップ・ピッチの物品税、釜税 (Pfannenzins), 醸造市民金庫 (Casse der brauenden Bürgerschaft) ・街燈への分担金、切符税 (Zettelgeld) を支払い、……宮廷製粉所 (Hofemühle) に麦芽のひき割りをさせ (Schroten geben) ねばならない。従って、都市の台帳醸造に課されるその他の直接・間接の公課を加えれば、ドレスデン市のビール 1 樽は公課として 2 ターラー 19 Gr がつくに違いない。ビール禁制権 (Biermeile) 内にある村々の住民は、ドレスデン市のビールだけを飲むべきであるために、この公課をも一緒に負担することを強いられる。』他の大抵の村々にとっても同様である。(S. 12.) 『(=)しかし飲料税金庫 (Tranksteuerkasse) は、この飲料税が  $\frac{1}{4}$  あるいはそれ以下に引下げられ、……麦芽税に転化されても、失うものは何もなく、むしろ得をするであろう。なぜなら、公課が軽微となればなるだけ、国庫 (Staatskasse) は脱税されることが少なくなり、』2—3 万ターラーに達した徴税費も小さくなるからである。そのためにはまた、『台帳醸造に課されるその他の都市的公課が除去され、禁制権 (Bannrechte) が廃止され、権利ある醸造所 (Braustelle) の自由競争 (freie Concurrenz) が許されねばならない……。』(SS. 14—15.)

4) 我々は製粉強制 (Mahlzwang) の全廃を請願する。『強制製粉所 (Zwangsmühlen) は……通常、製粉すべき穀物を余りに大量に持込まれるので、自らの家計のために数シェッフェルの穀物を製粉させようとする個々の農業者 (Landwirth) は、何日も待たねばならず、しかも、自分の良い穀物から碾かれたもの〔粉〕を受取ることは稀である。』『我々は、3・4 時間もかかり、1・2 の舗道通行料徴収所 (Chaussee-Häuser) を通過する必要のない、ずっと近くにある別の製粉所に行き』たいし、粉屋は我々『顧客をヨリ誠実に取扱わねばならない。』(SS. 15—16.)

5) 我々は『い)裁判区 (Gerichtsbarkeitsbezirke) の区分の改正、(ii) 公課その他諸給付の単純化』を希望する。(S. 16.) これによって『多くの役所 (Beamtenstelle) が次第に廃止され』うるであろう。(S. 18.) 『い)について、裁判区、特にマイセンの検事管区 (Prokuratur-Justizamt) や県管区 (Creisamt) のそれ、また、いくつかの他の裁

判所や領主裁判所 (andere, auch Patrimonial-Gerichtsstellen) は実に奇妙に区分されているので、これは裁判区民 (Gerichtsbefohlenen) の最大の重荷になる。マイセンの検事管区はドレスデンの背後の、また Pirna [市] から遠くない、村々と土地を持ち、マイセン県管区は Mittweida [市] 付近の村々や、ドレスデンとマイセン [市] の間にあり、Mügelin 管区 (Amt) に属する、多くのブドウ山の土地に対して裁判権 (Gerichtsbarkeit) を持つ。そのため臣民は裁判所に着くのに1日かかり、』費用も嵩む。(SS. 16—17.)

(回)について言えば、『我々はショック税と糧秣税をある官庁に、四季税を別の官庁に、また穀物貢租 (Zinnsgetreide), 狼狩分担金 (Wolfsjagd geld), 宮廷飼料置場 (Hof-futterboden) への穀物, 永代地代 (Erbzinnsen), [軍]倉庫用穀物 (Magazingetreide), 肉税 (Fleischsteuer) および、公課の名は何であれ、大抵のものを、違った場所の違った官庁に、違った時期に支払わねばならない。』『それに関連して、[軍]倉庫 (Magazine) に燕麦と〔混合〕穀物を現物で給付すべき我々は、1シェッフェルにつき燕麦が1ターラー 8 Gr, [混合] 穀物が3ターラー以下の時、正に逆に事情が生ずべきであるのに、この給付を貨幣で決済するよう促される。……この悪慣が、自分の利益のために低穀価の時には〔穀物を〕むしろ自ら、そして稀でなく外国でも、買入れる倉庫役人 (Magazin-beamten) に由来することは疑いない。将来は現物と貨幣のいずれかで給付されるべし、との規準の確定がこの苦しみを救うであろう。』(SS. 17—18.)

6) 『刑事裁判 (Criminal-Justiz) 事務の管理と取調経費 (Untersuchungskosten) の調達』も矯正が期待される。多くの共同体は、『その耕区(Flur)内で行われた犯罪が取調べられる場合、世襲台帳 (Erbregister), 契約あるいは慣例により取調経費を負担せねばならない……。』その結果、『一共同体全体が一悪漢の行為によって〔財政的に〕抑圧され、多くの犯罪が〔巨額の〕出費への恐れから暴露されず、処罰されない』ことになる。『従って、刑事裁判の執行のために特別の官庁 (Instanzen) を組織することが可能と見なされないとすれば、少なくとも、すべての引責能力ある個人および国民がその所有の事情に応じて分担すべき刑事金庫 (Criminal-Casse) の設立が希望される……。』(SS. 18—19.)

7) 『教会・牧師館・学校の支出に対する福音派の教区 (Kirchengemeinden) の教区民 (Eingepfarrten) の負担義務は立法における一欠陥である。』『教区に編入されている聖職授与者 (Collator), その他の裁判領主 (Gerichtsherrschaften) が何を負担すべき

か』，更に、『教会と学校の職員（Diener）がその役宅（Offizialwohnungen）において自らの費用で何を手入れすべきか』，についても規定がない。『教会の土地（geistliche Grundstücke）の回収あるいは世襲借地（Erbpacht）的貸出と引換えに聖職者（Geistlichen）・教師がその宗規的（kirchlich）所得を確定され，特に不快な告解料（Beichtgeld）が全廃されるならば，この不都合は除去されるであろう。』（SS. 19—20.）

8）『1812—15年の戦争と益々蔓延する貧窮化』のために浮浪人が増加したが，公的貧救施設（öffentliche Versorgungsanstalten）への彼らの収容は非常に困難になっているので，彼らのため『都市と村落の一大部分は宿所と給養を世話することを強いられている。』しかも，『マイセン検事管区はその管区村落（Amtsdörfer）の救恤分担金（Allmosenbeiträge）を取上げ〔るが〕，それについての会計（Rechnung）は決して提出されない……。』従って，『貧民金庫（Armenkassen）基金，借家人（Hausgenossen）の保護料（Schutzgelder），土地購入の際のしばしば巨額の分担金がまとめられ，一定の地区（Districte）毎に管理されるならば，新しい賦課（Auflagen）なしに，……浮浪人のために合目的な施設と宿所がそれで大変都合よく建てられうる基金が作られるに違いない。』『マイセン検事管区に，少なくともその管区領域の村々に対して，徴収された貧民金庫分担金について完全に会計を済ませよう命令』されんことを。（SS. 20—21.）

9）『急行便やその他の普通便の運送』が増大した今日では，郵便用駅馬（Postvorspann）制度も『農民〔の経営〕を圧迫』する。『我々の馬は，宿駅（Poststation）で使用された後には，1日いや2日も休息せねばならないからである。』『我々に駅馬（Vorspann）を完全に免除』されんことを。（SS. 21—22.）

10）昔は凶作（Miswachs），氾濫などの災害によって農民が『作物に完全にあるいは部分的に害を受けた場合，彼には租税・公課の比例的免除が与えられた……。』しかし1821年9月14日の『租税赦免規定』<sup>(13)</sup>（Regulativ）はあの免除を大幅に制限した。我々は，かかる場合に『経営を再興すると同時に租税を支払う』ことはできないので，『農民を一層援助する原則の再採用を請願する。』『また，かかる理由で租税が免除される場合，他の一切の領主的貢租（Gutsprästationen）も免除されると見なされるべきである。従来これは通例でなく，騎士領（Rittergüter）の所有者とその他の徴収所は貢租農民（Censiten）に対して殆どあるいは全く免除しなかった。』（SS. 22—23.）

11）『我々は今では……舗道通行料も支払わねばならず，村道は自ら維持するよう強制されているので，』農村のフーフエ（18Gr）および家屋（2Gr）に課される道路建設〔運

送〕金 (Strassenbau〔fuhren〕- geld) の廃止を請願する。(S. 23.)

12) 『数年来、村々の住民は軍用道・郵便馬車道で雪を取除くよう促される。』それを拒まなかった『我々は、それに対して相応の報償 (Gratification) を要求してきたが、3 年来返事がない。』過去と将来の除雪について『規定上の補償』 (Entschädigung) が与えられんことを。(SS. 23—24.)

13) 署名した村々は燃料について王有林 (Königliche Waldungen) の共同権をもち (eingeforstet), 各村は、『多分数百年前に規定された量の木材』を受取ってきた。しかし『この木材給与 (Holzdeputate) は次第に減らされ、それに反してその価格は上げられてきたので、この木材給与は殆ど無価値になっている。』それ故に我々は『木材規定』の改正と価格の引下げを請願する。(S. 24.)

14) 1813年7月31日の『森林用益および副次的用益に関する訓令』<sup>(14)</sup> (Mandat) によって王有林での敷藁 (Streu) と枯木 (Leseholz) の獲得が我々に禁止された。『しかし両者は、エルベ河右岸に大抵ある〔署名した〕村々の農業にとって全く不可欠であり、また、森の敷藁 (Waldstreu) と枯木を王有林から獲得する我々の権利は、契約にさえ基づいている。』即ち、(i) 我々の耕区は瘦せており、『藁と飼料が僅かしか生育しない』ので、『我々は、〔森の〕敷藁を……厩舎に敷かなければ、我々の耕地に撒いて、実を結ばせるのに必要な肥料を全く得ることができない。』『また、我々、特にここの村々の貧しい住民には、入用な燃料を買うのに必要なカネがなく、従って、彼らは已むを得ず、王有林にある枯木 (Lese- und dürres Holz) に頼っているが、これが今や彼らから奪われる。』(ii) しかしあの権利は、『確認された我々の判告書 (Dorf-Rügen)』および1740年8月9日の『布告』<sup>(15)</sup> (Reskript) に基づく。そのため我々はこの権利の確認を請願する。(SS. 24—25.)

15) 『ドレスデン守備隊 (Garnison) の毎年行われる交替の際には、出動する守備隊が進入する守備隊かが4週間、ドレスデン周辺の村々に宿営するという処置が、従来とられてきたし、今後も疑いなくとられるであろう。諸衛戍都市 (Garnison-Städte) には一定額が補償として定められ、年々与えられるのに、我々、上述の村々の、土地を保有する (angesessen) 住民は、糧秣税を減らされることなく支払わねばならないにもかかわらず、それに対して何の報償 (Vergütung) も受けない。』『それから我々の村々に生じる不利益はさまざま』であって、我々は休息所、敷物、燃料、炊事道具、塩等を提供し、炊事を引受ける。(『他の遠方の村々の住民』はこれを免かれているわけである。) 我々は『諸都

市と同様に、この舎営期（Cantonnementszeit）に対する報償』を請願する。（SS. 25—26.）

16) 『署名した中の若干の村々の住民は年々、狼狩分担金を払わねばならない。しかし今ではもう狼はいないので、』我々は免除を請願する。（S. 26.）

17) 『我々はしばしば国王の狩猟権（Jagden）のために、(i) 禁猟（geschlossen）期に我々の作物を害するが、大いに保護されている猟獣（Wildpret）そのものによって、(ii) 〔森林役人（Forstbediensten）が同行させる〕 狩猟愛好者（Dilettanten）とその犬の余りにしばしばの行進によって、(iii) 勢子（Treibleute）の召集と畜役によって、苦しむ。』『従って我々はこの奉公（Dienste）の停止とともに、〔国庫に少なからざる利益となるであろう〕 猟区（Jagddistricte）の賃貸を請願する。』（S. 27.）

18) 『肉税が数年来ドレスデン管区領域について、そして我々に知られている限り、ヨリ広い地域についてドレスデンの肉屋ツンフト（Innung）に賃貸され、』後者は、又借人（Unterpächter）たる個々の共同体および肉屋への賃借料（Pachtgeld）を2倍にも引上げた。我々は、『農民にとって全く難儀なこの関係を、できる限り速やかに再び解消する』よう請願する。（SS. 27—28.）

19) 『時勢と全く相容れなくなった制度の一部をなすのが、ザクセンでなお存続する賦役（Frohndienst）制度である。署名した村々のいくつかは君主直営地（Vorwerk）Ostra に下男（Knechte）を提供し、署名した他の裁判領主村落（Patrimonialgerichts-Dörfer）は、それが属する騎士領に賦役を給付しなければならない。署名者たちはそれ故に、以前から待望されている『償却（Ablösung）規定』ができる限り早く公布されることを渴望している。』（S. 28.）

20) 舗道の建設は国内交易に好影響をもたらしたが、二つの点で農業に不利である。(i) 舗道に植えられたポプラは、その根と樹影によって耕地と作物を害するので、『我々は、その利用が我々に委ねられる時には、舗道の縁に上等の果樹を植え、その面倒も見る覚悟である。』(ii) 『舗道建設の際に道路の土手（Böschung）は一緒に売られたのではないにもかかわらず、この土手と溝の底半分との草を土地保有者が取ること』、また、道路の土手に果樹を植えることを、道路役人（Strassenwärter）が許さない場合がある。そのために、『道路の土手と舗道の溝の底半分とは常に土地保有者に残されるべき』である。（SS. 28—29.）

21) 若干の教区（Kirchspielen）では管区直属（amtsässig）村落の住民は国王の出納

局 (Rentämter) に音曲税 (Musikgebühren) を支払わねばならない。これを『都市住民は全然知らない』ので、我々も免除されるよう請願する。(SS. 29—30.)

22) 最後に我々の『第一かつ最重要』の請願は、将来の議会に農民の代議士(Deputirte)が参加を許されることである。『生産階層 (producirender Stand) たる農民は、疑いなくザクセン王国で最も多数の階層である。最新の統計調査によれば、現在ザクセンで 145 を数える都市に全人口の約 $\frac{1}{3}$ がおり、全人口の $\frac{2}{3}$ は……3、—4,000の村落 (Dörfer), 孤立した農場 (Güter) ・家屋にいる。80万を数えるこれら民衆は、〔議会に現在〕全然代表されて (vertreten) いない。その所有者が邦議会に行く権利を一定条件の下で持っている騎士領は、農民の福祉をその配慮の対象にする関心を通例もたず、それ故に彼〔農民〕の利害は大抵顧みられないからである。しかし確かに農民の福祉は、一般の福祉を基礎づけるために最も肝要な要件である。』しかも我々農民は、市民、騎士領所有者 (Rittersgutsbesitzer), 学者と同様に『理性的な』人々をもっており、『土地と祖国に対する農民の感情はヨリ熱烈、ヨリ完全』である。既に『今〔10〕月5日の公示(Bekanntmachung)により』<sup>(17)</sup>憲法 (Landesverfassung) と議会に関する草案の作成が命令された。『我々の今後の不平と苦情を、幸運な聴許の希望をもって届け』るために、『他のドイツ諸邦、スウェーデン等の農民と同じく』我々も議会に代表を送れますように。『同時に我々は……我々の代議士に自ら報償する覚悟であり、他の〔階層の〕代議士の委任者も同様にこれをするよう希望する。』(SS. 30—31.)

本パンフレットには当局側回答4通が添付されている。10月10日付ドレスデン管区集落 (Amtslandschaft), Strehlen 村長 (Richter) Johann George Hilbert 等の請願書に対する同月26日付『国王任命委員会』の通告 (〔Johann Adolph〕 von Zezschwitz 署名)<sup>(18)</sup>は、『邦議会 (Landesversammlungen) への農民 (Bauer) 階層の代表を求める請願に関して、……請願者によっても言及された確約により既に措置が講じられている』(S. 33) と述べ、11月2日付 Kesselsdorf 村長 David Traugott Henker 等の請願書に対する同月3日付『国王任命委員会』の通告 (ザクセン公 Johann 署名)<sup>(20)</sup>も、『公課関係一般の調整、外国から来る生産物への平等な課税、賦役の償却および邦議会への農民階層の代表について請願された限り、……審議が既に始まっている』(S. 35) と述べた。請願書の他の条項については両通告とも、『正確な調査となしうる限りの救済のために』(S. 34), あるいは、『詳細な吟味と可能な限りの考慮のために』(S. 36), 関係機関に伝

達した、とのみ記している。

上の10月26日付『国王任命委員会』決定を受けて、『ザクセン王国枢密院（Geheimer<sup>(21)</sup> Rath）官房（Canzlei）』（枢密補佐官（Geheimer Referender）Johann Daniel Merbach 署名）は11月6日、Strehlen 等『エルベ河右岸にある』ドレスデン管区集落に通知した。『(i)台帳醸造に課される公課の制限、(ii) 刑事金庫の創設、(iii) 教会諸負担（Parochiallasten）についてのより均衡的な関係の創出、(iv) 災難が生じた場合の 租税免除の拡大』については、『一般的制度と法律の規定が期待されるべきであり、一部は既に準備されている』こと、また、『その耕区を通る〔公〕道で除雪する村々の義務は、1781年4月28日の道路建設訓令<sup>(22)</sup>……に基づくが、この奉公（Dienstleistung）については一般的規定がなされるであろう』こと、と。（SS. 37—38.）

最後に、『国王任命委員会<sup>(23)</sup>』への Strehlen（村長 Hilbert）等33村の10月10日付請願書の、『〔軍〕倉庫給付』に関する条項について、『ザクセン王国軍務局（Kriegs-Verwaltungs-Kammer）第一部』（v. Broizem 署名、Gottfried Neumann 副署）は次のように通告した。『全国すべての給付義務者からの通常の倉庫給付は従来決して貨幣ではなく、制度上現物で要求されてきた。』しかし、等族（Stände）の提議に基づく本年5月11日の『公示』<sup>(24)</sup>によって、『倉庫給付』を『将来は現物で納付するか、10月末の平均価格での貨幣で納付するか』は、各村の自由な選択に委ねられた。その上、『この価格はプロイセン貨幣と 協定貨幣との 差異のために……〔混合〕穀物では1シェッフェルにつき3 Gr だけ、燕麦では 2 Gr だけ、本来の市場価格より低く定められ、既に倉庫役人により公示されている。』『従って、あの苦情は全く根拠がない。』（SS. 39—40.）

（註）

- （1）Reinhardt, a. a. O., S. 3. ただし、そこには Dorfschaften が Ortschaften と印刷されている。なお、パンフレット序文（S. 3）の日付は30年11月24日。この出版者 Meinhold は、「ザクセン法令集」（後註（5）参照）の出版者でもある。
- （2）Böttiger, a. a. O., S. 663. なお、〔Hase〕（a. a. O., S. 15）では、『都市の諸問題に関する要望と提案』となっている。
- （3）Cai Dame (*Die Entwicklung des ländlichen Wirtschaftslebens in der Dresden-Meissner Elbtalgegend von der Sorbenzeit bis zum Beginn des 19. Jahrhunderts*, Diss. Leipzig 1911) のように、Vorder- und Hinter-Cosse-

baude を1村と算えれば、118村となる。その中には、Dame の取扱った5村(Oberwartha, Niederwartha, Weistropp, Merbitz, Cossebaude)はすべて含まれるが、彼はこの請願書に言及していない。

- (4) 本請願書は『国王任命委員会に別々の三部として』(S. 3) 提出されたと序文に書かれているが、付録の当局側回答で指摘された、Kesselsdorf 村長を筆頭者とする11月2日付請願書との関連は、不明である。

- (5) [Carl August Engelhardt], *Lange Noten zu kurzem Texte. Oder Sachsens Sonst und Jetzt! Historische Parallele zwischen den Jahren 1730 und 1830*, Leipzig 1831, S. 24f. Vgl. Michael Holzmänn/Hanns Bohatta, *Deutsches Anonymen-Lexikon* (以下では, *Anonymen-Lexikon*, と略記), Bd. 3, Weimar 1906, S. 217. — Engelhardt (1768—1834) は、1818年から刊行され始める「ザクセン法令集」(*Gesetzsammlung für das Königreich Sachsen*, 1818—31; *Sammlung der Gesetze und Verordnungen für das Königreich Sachsen*, 1832—34; *Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen*, 1835—1917. 以下ではすべて *Gesetzsammlung von 1818*, のように略記)の編集者。  
(i) *Erdbeschreibung Sachsens*, 1. Aufl., 4 Bde., 1796—1800, 3. Aufl., 9 Bde. 1804—18, を D. J. Merkel の死後、完成させた他に, (ii) *Handbuch der Erdbeschreibung der kursächsischen Lande*, 1801, 1823<sup>5</sup>; (iii) *Tägliche Denkwürdigkeiten aus der sächsischen Geschichte*, 3 Bde., 1808—12; (iv) *Vaterlandskunde im Königreich Sachsen*, 1835, 1877<sup>11</sup> neu bearbeitet von Theodor Flathe; (v) *Geschichte des Sächsischen Vaterlandes*, 1836, hrsg. u. fortgesetzt von Gustav Friedrich Klemm, など著作が多い。 *Allgemeine Deutsche Biographie* (以下では, *ADB*, と略記), Bd. 5, S. 140, 参照。なお, Reinhardt (a. a. O., S. 21) は本パンフレットを匿名の著作と考え, Böttiger (a. a. O., S. 669) はその著者を『非常に功勞のある歴史家・地理学者』と見なしている。

- (6) Böttiger, a. a. O., S. 669. — 著者 (1790—1862) は、1821年からエルランゲンの歴史学教授, *Allgemeine Geschichte für Schule und Haus*, 1824, 1856<sup>12</sup>, など通俗歴史書を多く著している。(ADB, Bd. 3, S. 207.) なお, 本書第2版は Theodor Flathe の加筆により3巻本 (Gotha 1867—73) となった。

(7) Reinhardt, a. a. O., S. 192.

(8) Anton (1755—1836). 在位1827—36. 彼は「あまり聡明でなく、国務に従前何一つ関係したこともなかった」ばかりでなく、「従来の統治原則は一切変更されるべきでない」と信じていた。(G. Schmidt, a. a. O., S. 97.) 土地問題に対する彼の態度については, Wuttke, a. a. O., SS. 213—16, 222, 参照。

(9) Friedrich August. 「はじめに」の註 (13)。

(10) 著名な事例は, ドレスデン市民の9月12, 13, 16日付請願書に対して『国王任命委員会』が早くも9月18日に示した『回答』(〔Hase〕, a. a. O., SS. 129—35, に採録)であって, そこでは, 『都市の欠陥はできる限り直ちに除去され, 他のものには, 今後の匡正が約束された。』(〔Hase〕, a. a. O., S. 26.) 因みに, 9月13日付ドレスデン新市街区の請願書(「はじめに」の註 (14) 参照。弁護士 (Advokat) で上級租税委員 (Obersteuerprokurator) の Christian Gottlob Eisenstuck<sup>\*</sup> 起草)と, 9月16日付ドレスデン旧市街区 (Altstadt) のそれ (〔Hase〕, a. a. O., SS. 125—28, に採録。弁護士 Kuntze 起草)は, 同年末に Hase<sup>\*\*</sup> (a. a. O., S. 25) によって, ライプチヒなどからの請願書と比較して, 『有為な市民的精神(Bürgersinn)の記念』と評価されている。

\* (1773—1853). 「ザクセンにおける自由主義運動の最も重要な斗士の一人」(G. Schmidt, a. a. O., S. 105) であり, 『国王任命委員会』委員, 国家司法委員会 (Landesjustizkollegium) 総裁 Christian Jacob Eisenstuck (1762—1851) (G. Schmidt, a. a. O., S. 242, 339; Stolle, a. a. O., S. 32) の弟である。

\*\* (1800—90). プルシェンシャフトでの活動の故に要塞禁固に処せられた後, 1830年イエナ大学神学教授となった「市民的著作者」。(G. Schmidt, a. a. O., S. 111f.) 三月革命期にも, Karl von Steinbach (Pseudonym), *Das Kaisertum des deutschen Volkes. Eine Stimme aus Sachsen*, Leipzig 20. N. 1848, を発表している。

(11) 『一般護送税条令の公布に関する訓令』。(Gesetzsammlung von 1823, SS. 39—75.)

(12) 『1819・20年についての飲料税告示』。(Gesetzsammlung von 1819, SS. 153—60.)

(13) 『荒蕪地 (Wüstung) の耕作のためまた災難 (Calamitäten) のため租税について今

後承認されるべき赦免に関する新規定の告示のための高等税務委員会 (Ober-Steuer-Collegium) の一般条令』。(Gesetzsammlung von 1821, SS. 115—35.) ただし9月14日付ではなく、9月24日付である。

(14) 『森林の副次的用益および森林で行使されるべき権能に関する訓令』。(Codex Augusteus, 3. Fortsetzung, 2. Abtheilung, Dresden 1824, SS. 161—69.) ただし7月31日付ではなく、7月30日付である。

(15) Fortgesetzter Codex Augusteus, 3 Abtheilungen, Leipzig 1772, には当該法令は見当たらない。

(16) ザクセン王国の人口は、「ザクセン改革」の一環として1831年に設立された「ザクセン王国統計協会」の「報告」(Mittheilungen des statistischen Vereins für das Königreich Sachsen, 17 Bde., 1831—47. 以下では, Mittheilungen, と略記) 第1巻において、消費者名簿 (Consumenten-Verzeichnisse) なる官庁資料に基づく、1815—30年の三大大年令区分別統計として初めて公表された。(Mittheilungen, Bd. 1, S. 24.) 管区別、都市・農村別にも整理されているため有用であるが、原資料に制約されて十分に正確ではない1830年の人口、ならびに、1832年7月3日と34年

| 年 次               | 都 市 |         | 農 村   |                        | 軍 職 <sup>①</sup> | 合 計       |
|-------------------|-----|---------|-------|------------------------|------------------|-----------|
|                   | 数   | 人 口     | 数     | 人 口                    |                  |           |
| 1830 <sup>①</sup> | 140 | 445,768 | —     | 939,984                | 16,314           | 1,402,066 |
| 1832 <sup>②</sup> | 141 | 494,679 | —     | 1,045,631              | 17,843           | 1,558,153 |
| 1834 <sup>③</sup> | 141 | 508,473 | 3,501 | 1,071,897 <sup>⑤</sup> | 15,298           | 1,595,668 |

(註) ① 軍職 (Militair-Etat) は、『陸軍省の配下にある人員とその家族』である。

(Mittheilungen, Bd. 4, S. 42; Bd. 6, S. 38.)

⑤ 3,501村以外に, geschlossene Gemeinde に属さない若干の Vorwerke, Fabrik- und Wohngebäude の人口(4,893人)を含む。(Mittheilungen, Bd. 6, S. 1.)

(出所) ① Mittheilungen, Bd. 1, 1831, S. 25.

② Mittheilungen, Bd. 4, 1833, S. 42.

③ Mittheilungen, Bd. 6, 1835, S. 38.

12月1日の第1回および第2回人口調査の結果は別表の通りである。従って、ここに言う『最新の統計調査』、および、3)に書かれた総人口120万、の根拠は不明である。

- (17) 『最近生じた公安暴乱に対する措置に関する公示』。(Gesetzsammlung von 1830, S. 175f.) そこでは次のように述べられている。『過去数週間に』『正直な人々によってしばしば表明された希望は、憲法と行政における適合的な改善が必須であるとの確信を与えた。これを意図して、都市行政の新構成、憲法・代議制のための計画の作成、ヨリ合目的な公課制度の吟味が既に命令された。』(Vgl. [Hase], a. a. O., S. 27.)

- (18) (1779—1845). 1814年から参謀長, 1821年から軍務局長官兼枢密顧問官, 30年『国王任命委員会』委員, 31—39年陸相。(G. Schmidt, a. a. O., S. 114; Stolle, a. a. O., S. 31.) 彼は「軍人の経歴にもかかわらず……有能な行政官僚」であり, Lindenau とともに「自由主義的政治方向の主要な指導者」であった。(G. Schmidt, a. a. O., S. 114.)

- (19) 前註 (17)。

- (20) 「はじめに」の註 (16)。

- (21) (1777—1861). 1823年から枢密補佐官, 31年から枢密参事官 (Geheimer Regierungsrat) などを歴任し, 「内政の領域で改革に決定的に寄与した。」(G. Schmidt, a. a. O., S. 130.) 著書として, *Theorie des Zunftzwanges, oder des Zunft-Verbietungsrechts, nach allgemeinen Deutschen und besondern Königl. Sächsischen Rechten, und Versuch einer Kritik der jetzt in Deutschland bestehenden Zunftverfassung*, Leipzig 1808, がある。土地改革との関連については, Wuttke, a. a. O., S. 204; Herbert Schönebaum, “Agrarrechtliche Reformen in Sachsen seit der Mitte des 18. Jahrhunderts bis 1840”, *Sächsische landwirtschaftliche Zeitschrift*, Bd. 65, 1917, S. 514, 参照。

- (22) 『道路建設に関する訓令』。(Codex Augusteus, 2. Fortsetzung, 2. Abtheilung, Leipzig 1806, SS. 671—718.)

- (23) ここには『国家の欠陥の解決のための委員会』(die zu Erledigung der Landesgebrechen verordnete Kommission) と書かれているが, 30年9月16日付ドレスデン旧市街区の請願書(前註(10)参照)は『国家の欠陥と苦情の解決のための国王任命委員会』(höchstverordnete Kommission zu Erledigung der Landesgebrechen

und Beschwerden) に提出されており、既述のように、これを含むドレスデンの三請願書に『国王任命委員会』から一括して回答が出されていることから見て、『国王任命委員会』と同一のものと考えられる。

- (24) 『通常の倉庫給付の支払いに関する軍務局公示』。(Gesetzsammlung von 1830, S. 50.)

2. [Hartmann Schellwitz], *Denkschrift für Begründung eines Creditvereins der Rittergutsbesitzer im Königreich Sachsen, Leipzig, Verlag*  
<sup>(1)</sup>  
 von J. B. Hirschfeld 1831.

序文は31年3月に書かれており、最高裁判所・宗教局の弁護士 (Oberhofgerichts- und Consistorial-Adovocat) <sup>(2)</sup> である (S. viii) 著者は、『この前の邦議会の閉会直前にドレスデンに行き、〔本書と〕同一の目的のための提案を等族に提出していた……尊敬すべき人々に厚遇された』 (S. iv) という。

『力の協同』という『原理に基づいて株式会社 (Actiengesellschaften) が創設され、近年は……予期以上に良い成果を与えてきた。』この経験は、『債権者に対してより大きな安全を、債務者に対してより安い利子を達成するために、大土地所有者の土地債務 (Realschulden) を強化すること』にも適用されてよい。『シュレジェン、ポムメルン、西プロイセンの古くからの抵当証券 (Pfandbrief) 信用制度に近年ではメクレンブルク、ヴェルテムベルク、ポーランドが続き、発行された証券 (Papiere) が、最も困難な時期にさえ得た変らぬ信用は、かかる施設の有用性に関するあらゆる疑惑を排除した。』 (SS. 1—2.)

『多数の大土地所有者が長年の戦争の未曾有の緊張によって抵当 (Hypotheken) を課され、穀物と羊毛の低価格のためにかつての援助をもはや見出さないザクセンは、どの地方よりも、この種の協会の結成に適し、またそれを必要とするように見える。』『大抵の土地所有者は、彼らの状態が危険であること、また、農産物の低価格にもかかわらず公課は以前と比べて著しく高まり、奉公人 (Dienstboten) と手労働者 (Handarbeiter) の要

求は少なくとも減らないために、彼らが土地債務の重圧を2倍重く感じることを、を隠さない。幸運に彼らは、経常的支出を支弁しうる時にも、負債の縮小あるいは非常予備金（Nothpfennig）の貯蓄を大体は断念せねばならない。』（S. 2.）

『予見されぬ事故』、『火災、霰、氾濫、獣疫』が発生すると、『資本利子〔の支払い〕は滞り、しばしばより高い不当な利子での新しい負債の借用が、最大の犠牲でもって購われねばならない。』かくて、『我々の新聞の半分をしばしば充たしている』競売が必然的となるが、これは『なおしばしば、負債者にとってと同様に債権者にとって破滅の基となる。』（SS. 2—3.）

『現在、大抵の騎士領所有者は年4%の利子を支払う。……しかし土地所有者は、事情によってあるいは投機者の陰謀によってその債権者のしばしばの交替が惹き起される場合には、これはその都度、新しい仲立料（Mäklergebühren）と新しい出費を生じさせるので、遙かに大きな犠牲を供えねばならない。それ故に、土地所有者が年々歳々その抵当に対して支払わねばならない額は、平均して5%と見なされる』べきである。（S. 5.）

『ザクセンの本領地域（Erblande）には900以上の騎士領がある。そのそれぞれに平均1万ターラーの抵当と計算すると、』本書の信用協会（Creditverein）方式によれば、47—65年後には『全債務が買い戻される』であろう。（SS. 6—7.）こうして、『負債の順次的償還、法定額までの貸付を信用協会から受けることの容易さ、そしてそれに媒介されて、農業の改良および科学的改造のために不可欠の貨幣を容易にそして出費なしに見出すという可能性』が生じてくる。（S. 24.）

それでは、『どういう根拠から、信用協会は少なくとも差当りは騎士領所有者にのみ指定され、全国の全土地所有者に拡大されないのであるか……。』『その理由は唯一つ次のこと、即ち、わが祖国でなお殆ど知られていない全く新しい企画は、事業が進行するまでは、参加者の多くない時にのみ、成功の希望をもって開始されうることにある。それに加えて、騎士領所有者は既にこの前の邦議会で、この点についてなされた提議を殆ど全般的な賛成でもって、最も綿密な調査に価すると見なしたように、かかる結社の必要が彼らの間では、他の全身分においてよりも強くなっている。従って、最も乗気な入会とより活動的な協力が彼らから期待されるし、騎士領は大抵レーエン（Lehne）、あるいは、君主直属（schriftsässig）であって、その結社の際に排他的な裁判籍（Gerichtsstand）の承認が他のどれよりも困難でないように見える、という事情も考慮されてよい。』（SS. 30—31.）

『だが、かかる施設は、同種の他の施設が特権 (Vorrechte) をもつ限り、特別の助成<sup>(4)</sup>なしには生まれえない。』『しかもそれは多くの施設と比べて、それ〔特別の助成〕に対する最も根拠ある請求権を持つ。なぜなら、それは最も重要な一身分、土地所有者に新たな扶助を与え、また、彼が困難な時代と完備せぬ制度との圧力で失った、彼に相応の社会的地位を再び占めるという可能性を与えることを目指すからである。それはこの請求権を更に持つ。なぜなら、それは、困難で費用のかかる販売のために現在殆ど死んでいる産業に、大量の資本を供給するからであり、可処分基金の増大によって国富 (Nationalreichtum) そのものの増大を媒介するからである。』(S. 41.)

(註)

(1) *Katalog*, S. 271, 380; *Anonymen-Lexikon*, Bd. 1, Weimar 1902, S. 394. 著者の生没年は、ザクセン図書館とライプチヒの家族史研究所 (Zentralstelle für Familienforschung) でも明らかでない(1973年4月12日付ザクセン図書館からの回答による)。同種の問題は、Anonym, *Materialien zur Beurtheilung der, den nächst zu versammelnden Ständen des Königreichs Sachsen vorzulegen- den, Frage über die Nützlichkeit und Rätlichkeit von Credit-Instituten, nebst dem Entwurfe einer Hypothekenbank für die Ober-Lausitz, von einem Mitgliede der Stände-Versammlung*, Budissin [Bautzen] o. J., においても論じられている。しかし、これの刊行は1838年より後と考えられるから、本稿では取上げない。

(2) 1830年の身分制議會は1月6日開会、騎士層 (Ritterschaft) 代表の一人 Otto Friedrich Heinrich von Watzdorff<sup>\*</sup> 等の政府批判のため、租税徴収を慣例の6年間ではなく、今後3年間についてのみ承認して、7月8日散会した。(G. Schmidt, a. a. O., S. 101f.)

\* 厳しい現体制批判のパンフレット, *Über die Nothwendigkeit einer Veränderung der im Königreich Sachsen dermalen bestehenden ständischen Verfassung*, Dresden 1830, を刊行した彼 (1801—60) (G. Schmidt, a. a. O., S. 101) は、名門貴族の出身でありながら、1839—40年および42—43年議會下院の左翼の一人であった。(Siegfried Schmidt, *Die Entwicklung der politischen Opposition im Königreich Sachsen zwischen 1830 und 1848*, Diss. Jena

1955, SS. 46—48, 111.) 彼は「確かに騎士層の立場を完全に放棄しており, フランス自由主義の〔Karl von〕 Rotteck 版に全く属していた。そして1848年にもフランクフルト〔立憲国民議会〕で左派に属した。」(Gretschel/Bülau, a. a. O., S. 705.) なお, 彼には, *Rechenschaftsbericht über seine Teilnahme an den Verhandlungen des Sächsischen Landtages 1839/40*, Dresden 1840, なる著作もある。

- (3) 『今〔19〕世紀初以来, 農場価格における重大な変化を表示する時期』は三つある。『まず, 農場買付が一種の *Wettgeschäft* になった1806年までの並外れた高さ。次いで, 1818年までの禍に充ちた, 戦争と騰貴の時代。それに第三の時期が続き, 羊毛と油との交替する上昇のもとで農耕の主生産物は大体において, 例のない低価格となった。』(S. 10.)
- (4) それの『最重要のものは上級官庁に対する裁判籍である。しかしこれは, ザクセンの司法制度の差迫った変更に応応しないほど, 影響力の大きいものではない。』(S. 42.)

3. [Bernhard Mossdorf], *Constitution, wie sie das sächsische Volk wünscht. "Und wird sie nicht gewährt, so pochen, Wir mit den Flintenkolben an!"* [Dresden 1831]<sup>(1)</sup>

『これが与えられなければ, 我々は小銃の床尾で叩く』との「革命的に響く」<sup>(2)</sup> 標語を表紙に掲げた, この『ザクセン国民の願望する憲法』(Constitution) は, ドレスデンの「市民協会」(Bürgerverein) に由来する。既に1809年からドレスデンには国民軍(Nationalgarde) が設立されており, 30年「9月には叛徒と提携していた」<sup>(3)</sup> が, 同年12月民兵団への編入が命令されたため, それに抵抗して「市民協会」が結成されたのである。<sup>(3)</sup> その『会員数は 2,000人に増加』<sup>(4)</sup> し, 31年4月6日の政府とドレスデン市参事会(Rat)の解散命令<sup>(2)</sup>の後にも更に『増加した』<sup>(4)</sup> から, あの命令は「効果なく」, 「秘密集会が続く, その成果が」<sup>(5)</sup> 本書であった。本書は, もぐり印刷所(Winkeldruckereien)<sup>(6)</sup>の秘密印刷機(Privatpresse)<sup>(4)</sup>による協会の『周知の』<sup>(4)</sup>『極めて急進的な』<sup>(4)</sup> 宣伝文書の一つであるか

ら、その表紙には発行者・発行年のみならず、発行地・発行所も記されていない。本書発行直後4月17・18日のドレスデン騒擾は、その前日の協会指導者2人の逮捕を動機としていた。<sup>(4)</sup>なお、著者(1802—33)は中級官吏(Regierungssekretär)の息子で、ドレスデンの弁護士(Rechtsanwalt)、上述のドレスデン騒擾鎮圧直後、主謀者の一人として逮捕され、15年の懲役刑に処せられ、Königstein 要塞で自殺した。<sup>(7)</sup>

この憲法を時人の判断で見ると、Böttiger は『国家の完全な解消に導く……ところの、消化の悪い理念の珍奇な駄作』<sup>(6)</sup>と酷評し、匿名の一時人も『狂気によって口授された憲法案』<sup>(8)</sup>と誹謗し、Stolle は『確かに誠実に主張されたが、分別のない国家改革案』<sup>(9)</sup>と批評している。歴史家はこれを、「ドレスデンに〔当時〕支配していた……革命的世論の一産物」<sup>(10)</sup>、「ベルギー憲法〔1831年2月7日発布〕の規定と時代の要求との特異な混合物」<sup>(5)</sup>、「ベルギー憲法(Charte)の模写」たる「土着の根をもたぬ民主的憲法」<sup>(11)</sup>、あるいは、「フランス革命の模範に倣った憲法」<sup>(12)</sup>と評価する。また Reinhardt は、ザクセン「憲法の審議のために出版された夥しい文献の中で表明された急進的な希望は、すべてここに集められた」<sup>(2)</sup>と述べ、Gross も次のように言っている。Mossdorf のような「若干の市民的民主主義者は、客観的に解決されるべき時代の課題を認識していた。しかし彼らは、市民勢力の過半に対して自己を貫徹することができず、間もなく沈黙させられた」<sup>(13)</sup>と。

8章 133条の簡潔なこの憲法は、土地問題に関連して、『第2章、ザクセン人の一般の権利』の中に次の規定を含んでいる。『憲法(Verfassung)は出生・身分・財産による特権を認めない。貴族は存在しない。……』(5条)(S. 3.) 国民『全員はその所得に比例して均等に公的負担を分担する。』(7条)(S. 3.) 『何らかの種類の租税あるいは給付は、公共の利益のためにのみ課されてよい。』(19条)(S. 4.) 『何人も、憲法に基く法律による以外は、公課あるいは給付を義務づけられない。』(20条)(S. 5.) 『憲法は、いかなる種類のものであれ、人間の自然的権利に反する義務を認めない。』(23条)(S. 5.) これを敷衍して、本章末尾の24条は、『レーエン制度(Lehnwesen)、農奴制(Leibeigenschaft)(世襲隸隸制(Erbuntertänigkeit))、賦役(Frohnen)、強制奉公(Zwangsdienst)、放牧権(Huthungsgerechtigkeit) および製粉強制は永久に廃止される』(S. 5)と宣言している。<sup>(14)</sup>

また、『第4章国権』の『第3節司法権』においても、『司法は国家から発する。——領主裁判権(Patrimonialgerichtsbarkeit)は廃止される。』(95条)(S. 12.) 『例外的

- 特権的裁判籍はすべて廃止される。……」（109条）（S. 14）と言明されている。

（註）

- （1）Böttiger, a. a. O., S. 677; Reinhardt, a. a. O., S. 7, 222; A. Schlechte, a. a. O., S. 95, 111; Hellmut Kretzschmar, “Die sächsische Verfassung vom 4. September 1831”, *Neues Archiv für Sächsische Geschichte und Altertumskunde*, Bd. 52, 1931, S. 224; Volkmar Eichstädt, *Die deutsche Publizistik von 1830*, Berlin 1933, S. 61; Rudolf Kötzschke/Hellmut Kretzschmar, *Sächsische Geschichte*, 2. Aufl., Frankfurt/M. 1965, S. 323f.; G. Schmidt, a. a. O., S. 107; Gross, *Sachsen*, S. 107.

なお、本書の本文は3ページから始まるが、2ページにはシラーが引用されている。それは、上原欣一氏の御教示によれば『ヴィルヘルム・テル』（1804年）第2幕第2場での Schwyz 州の農民指導者 Werner Stauffacher の台詞の一つである。「〔いやいや、暴君の力には限度があります。〕 虐げられた者がどこにも権利を見つけることができぬとき、暴君の重荷がついに耐えられぬようになるときには、——彼らは敢然として空につかみかかり、天空高く〔星のごとくに不変〕不滅な、彼らの永遠の権利を、地上に引きおろします。——〔人間がたがいに人間として接しあう、太古の自然の状態が、またもどってくるのです。〕 いかなる道もつきはてたときこそ、最後の手段として、剣があたえられる。〔——最高の財宝だけは、われわれは、暴力にたいして守ってよいのです。——われわれは祖国のために立つのだ！ われわれの妻、われわれの子供のために立つのです！〕」（野島正城訳『世界文学全集』第2期第2巻、河出書房1956年、337ページ。〔 〕の部分は本書では省略されている。）この場合 Mossdorf は剣（Schwert）を強調してゲシュペルトにしているが、Aufbau 版シラー全集（Friedrich Schiller, *Gesammelte Werke*, hrsg. von Alexander Abusch, Bd. 4, Berlin 1954, S. 478）ではそうになっていない。

- （2）Reinhardt, a. a. O., S. 221f.  
（3）G. Schmidt, a. a. O., S. 106f.  
（4）Stolle, a. a. O., SS. 99—101.  
（5）A. Schlechte, a. a. O., S. 94f.  
（6）Böttiger, a. a. O., S. 672.

- (7) Stolle, a. a. O., S. 118; Reinhardt, a. a. O., S. 222, 228; G. Schmidt, a. a. O., S. 107, 341; Gross, *Sachsen*, S. 244.
- (8) Anonym, *Sachsens Umbildung seit dem Jahre 1830. Den konstitutionellen Ständen des Königreichs Sachsen gewidmet*, Leipzig 1833, SS. 143—45. Zitiert in: Gretscher/Bülau, a. a. O., S. 716. 三月革命を経験したこの引用者はそこに、「人は1833年にはこう書くことができた。しかしそれは、1848年のそれより狂暴ではなかった」と註記している。——C. Gretscher (?—1848) は、父 Johann Christoph G. (1766—1830) の後任として、「政府の所有」たる『ライプチヒ新聞』(*Leipziger Zeitung*) の編集者。(Gretscher/Bülau, a. a. O., S. 703.) (i) *Beiträge zur Geschichte Leipzigs*, Leipzig 1835; (ii) *Leipzig und seine Umgebungen*, Leipzig 1836<sup>2</sup>, なる著述がある。Bülau (1805—59) は1833年ライプチヒの哲学の、40年国家学の教授。37年から定期刊行物の検閲官を兼任。「常に穩健」で、著書が多い。(ADB, Bd. 3, S. 512f.) ザクセンに関しては、(i) “Über die sächsische Justizverwaltung”, *Vaterland*, 1831; (ii) *Darstellung der Verfassung und Verwaltung des Königreichs Sachsen aus staatsrechtlichem und politischem Gesichtspunkte*, 1.(einziger) Bd., *Verfassung und Verfassungsrecht*, Leipzig 1833; (iii) “Nationalökonomischer Bericht aus dem Königreich Sachsen”, *Der Nationalökonom. Monatschrift über Völkerreichthum, Finanzwesen und Oekonomiepolizei für Geschäftsmänner und Theoretiker*, Jg. 3, 1836; (iv) Carl Friedrich Gottlob Freiesleben, *Der Staat und der Bergbau mit vorzüglich auf Sachsen*, hrsg. von Bülau, Leipzig 1837, 1839<sup>2</sup>, がある。
- (9) Stolle, a. a. O., S. 118. — 著者には本書に関連して, *Das neue Leipzig nebst einer Kreuzturminspection über Dresden (Sachsens Hauptstädte*, Bd. 1), Leipzig 1834, がある。この〔L.〕F. Stolle はザクセン図書館の回答によれば、ザクセンの大衆作家 (1806—72) のことであるが, ADB, Bd. 36, SS. 786—88, には上記の二書は言及されていない。
- (10) Eichstädt, a. a. O., S. 61.
- (11) Kretzschmar, a. a. O., S. 225. 彼は別の著作では次のように述べている。「民主主義的精神のこの計画は残念ながら何の實際的意味ももたなかった。しかしその

出現は、国内にも既に存在する一つの政治的方向」，「ベルギー革命の模範に従わんとする急進的方向」を特徴づけた。」（Kötzschke/Kretzschmar, a. a. O., S. 323f.）

(12) G. Schmidt, a. a. O., S. 107.

(13) Gross, *Sachsen*, S. 102.

4. (Dr. H.), *Rechtsgrundsätze über Frohn- und Dienstsachen. Nach dem Königl. Sächsischen Mandate vom 13. August 1830 dargestellt für Dienstberechtigte und Dienstpflichtige*, Leipzig, bei Karl Franz Köhler<sup>(1)</sup> 1831.

この小冊子は、『1830年8月13日付、賦役・奉公問題に関する 一般的法原則 (allgemeine Rechtsgrundsätze über Frohnen und Dienstsachen)<sup>(2)</sup>』の公示に関する訓令』の解説であるが、本稿では、匿名著者の立場を示す序言のみを取上げる。

あの『訓令の説明を求めて裁判区民 (Gerichtsunterthanen) によって著者になされたしばしばの所望 (と)、著者の知った、しばしばのその誤解が、法に精通せぬ賦役権利者と賦役義務者に、上述の法律が解釈されるべき真の視点を提供することを著者に試みさせたのである。』(S. iii.)

『著者は読者に指摘したいが、1830年9月30日の訓令<sup>(3)</sup>にも表明されているように、8月13日の法律は、国家によって意図された賦役・奉公の償却に決して反対するのではなく、むしろ、賦役・奉公問題の紛争の判決の際の確乎たる原則が従来欠けていた状態を、最も有益にも除去し、同時に、将来始まるべき償却事業の確たる基礎として役立つものである。』『とにかく、それに従って賦役・奉公の償却が行なわれうところの原則が、速やかに法的に公示されることが望まれる。』『それ故に、賦役義務者はそれまで深く信頼して忍耐し、国父のような政府の処置……のみが……最善のものである、との信頼に生きるように。』(SS. v—vi.)

(註)

(1) *Katalog*, S. 400.

(2) *Gesetzsammlung von 1830*, SS. 121—51. Vgl. Gretsche/Bülow, a. a. O., S. 699f.; Albert Judeich, *Die Grundentlastung in Deutschland*, Leipzig 1863, S. 59; *Die Landrentenbank*, S. 8; E. F. Bär, *Die Ablösungsgesetzgebung im Königreich Sachsen bis 1889*, Diss. Erlangen 1892, S. 8; Wuttke, a. a. O., S. 215; Reinhardt, a. a. O., S. 84; Schönebaum, a. a. O., S. 514; Boelcke, a. a. O., S. 285; Friedrich Lütge, *Die mitteldeutsche Grundherrschaft und ihre Auflösung*, 2. Aufl., Stuttgart 1957, S. 264; Gross, "Oberlausitz", S. 12; Gross, *Sachsen*, S. 88f.

(3) 『賦役・奉公問題の一般的法原則について公布された訓令の誤解を正すための訓令』。( *Gesetzsammlung von 1830*, S. 167 f. ) そこでは次のように規定されている。『我々の古くからの本領地域に対して公布された、あの……訓令の発布は、聞く所によれば、……放牧および賦役への権利の償却への、意図されている準備が中止された<sup>\*</sup>と見なされるべきであるかのような誤解のきっかけを与えている。この誤解を除くために我々は、上述の訓令が、一つには、我々の本領地域での件んの権利の将来における実際の償却に至るまで、賦役・奉公問題の紛争の判決の際の確乎たる原則に、もはや欠ける所がないこと、だがまた一つには、諸県 (Kreislande) に対してのみでなく、我々のオーバーラウジッツ辺境伯領に対しても意図されている償却事業自体が、それによって準備され、容易にされ、開始されるべきであること、を考量しており、そのために、我々の忠実なる等族に既に通知された、償却事業に関する法案<sup>\*</sup>の作成も継続されることを、ここに公告することが必要である、と考えた。』 (Vgl. Wuttke, a. a. O., S. 215; Reinhardt, a. a. O., S. 84; Gross, "Oberlausitz", S. 13; Gross, *Sachsen*, S. 89.)

\* 1830年議会に対して政府は、「賦役およびその他の領主的諸権利の償却への準備」を含む「若干の改革を約束」していた。しかし、法案が提出されなかったので、議会は、「次回等族までの休会期に」活動すべき五委員会を設置し、その第三委員会が「賦役・奉公償却法、新しい地租制度」などを審議することになった。(Gretsche/Bülow, a. a. O., S. 705, 709. Vgl. Teuthorn, a. a. O., S. 39; Johannes Göpner, *Der sächs. Landtag von 1830—40*, Diss. Leipzig 1913, S.

21; Reinhardt, a. a. O., S. 64; Boelcke, a. a. O., S. 285; Gross, *Sachsen*, S. 91, 94f.)

5. Anonym, *Was lehrt die Constitution dem Landmanne? Eine Vorlesung, welche über die neue Verfassung des Königreichs Sachsen ein Gerichtsherr seinen Gerichtsinsassen gehalten hat*, Leipzig, Verlag von Johann Ambrosius Barth <sup>(1)</sup> 1831.

『数週間前〔9月4日〕から我々はザクセン王国憲法<sup>(2)</sup>をもって』いる。(S. 3.) これは、政府と、『本年3月1日に召集された等族<sup>(3)</sup>』との協働によって、『秩序ある、平穏な、尊敬すべき仕方<sup>(4)</sup>で成立』したものである。(SS. 6—7.)

『その27条に、人身 (Personen) の自由と所有物の運用 (Gebahrung mit dem Eigenthume) は、法律と権力が規定する以外のいかなる制限にも服さない、と言われ、28条に、明文の法律あるいは私権がそこにおいて 制限的に 対立していない限り、各人はその職業 (Beruf) および営業 (Gewerbe) を自分の好むように選び、国内でも国外でもその修業をすることができる、と言われているとすれば、法律による自然的自由の制限が常に指示されており、かかる法律の執行によってのみ国家は侵害に対する安全を国民に与えることができ……るのである。……憲法から君たち〔裁判区民 (Gerichtsinsassen)〕が、祖国の法律からの解除あるいは合法的義務を回避するより大きな自由を期待していたとすれば、君たちは今や幻滅の苦しさを感じているであろう。国家基本法は放埒と無法、それから生じる悪徳を布告できないし、すべきではない』のである。(SS. 8—9.)

『君たちが37条に、いかなる臣民も、法律あるいは特別の権源によって義務づけられない公課あるいはその他の給付を、負わされるべきではない、と読み、38条に、すべての臣民は国費 (Staatskosten) を分担しなければならない、との言葉を見出し、これと39条を、つまり、新たに確定される租税制度においてはすべての (直接的・間接的) 課税対象<sup>(4)</sup>が、可能な限り比例的に、寄与せしめられ、従来あった対物的免除 (Realbefreiungen) はしかるべき補償——その方式 (仕方・様式) は等族と協和 (相談) <sup>(5)</sup>して、将来の立法により詳細に規定されるべきである——と引換えに廃止されるべきである、という39条を関連させるならば、君たちはより大胆に未来を迎えるであろう。』(SS. 11—12.)

『対物的免除とは、一定の人間にではなく、生命のない対象、もの、土地に賦与された免除と理解される。その一つは、騎馬代納金 (Ritterpferdsgelder) の納入を引換えにしたショック税・四季税支払いからの騎士領の免除であり、これ〔騎馬代納金〕は、君たちが聞き知っているように、なお常備軍も正規の騎兵隊も存在しなかった時に、自由人たる貴族 (騎士レーエン (Ritterlehen) の貴族的所有者) が給付した騎士勤役 (Ritterdienst) の代りに、現われたものである。従って、騎士領の免税特権 (Steuerfreiheit) も補償と引換えに終了すべきである。賦役と地役権 (Servituten) の償却および共同地分割 (Gemeinheitstheilungen) を決定するであろう法律は、既に等族の精査の基礎にもなったし、<sup>(6)</sup> (我々の元首が本年 9 月 4 日の邦議会の決議録 (Abschiede)<sup>(2)</sup> において言明したように) 間もなく公布されるはずであるから、裁判領主と裁判区民との間の不和、摩擦、敵対、不快で長たらしく、費用もかかる訴訟、の動機を取除く瞬間は、もはや遠くない。なぜなら、“補償と引換えに” および“償却” (これは買取り、即ち価値の保証を意味する) という、意味深い言葉の中に、君たちにとって不満の原因がありうるとは、私は信じないから。君たちがそれについて何を聞き、何を讀んだとしても、“ある人にとって正当なことは、他の人にとっても公正である” との格言がいかに正しいかを会得しないには、君たちは余りにも冷静で理性的な人々である。誠実に支払われ、当局に承認された購入〔契約〕に名を載せられた権利 (例えば王有林での家畜放牧の権利あるいは木材給与あるいは倉庫給付からの免除のような) を、無償で放棄することが君たちの誰にも要求されるべきでないように、……封邑状 (Lehnbrief) と承認された購入契約とによって、不法に対して言わば保証された騎士領所有者の誰にも、彼が合法的に保有しているもの、即ち合法的に獲得したものを、補償なしで放棄することが要求されるべきではない。かかる免除あるいは権利は補償なしで終了すべきである、との命令は、弾圧、所有権の侵害であり、悪しき結果なしにはすまないであろう。』(SS. 12—13.) 『一切の法秩序は各人の所有の保護と各人によるその尊重に基づく』のである。(S. 14.)

(註)

(1) Reinhardt, a. a. O., S. 9. 冒頭の引用文から見て、本書の刊行は10月頃であろう。

(2) 9月7日付『邦議会決議録と憲法の公示のための法律』。(Gesetzsammlung von 1831, SS. 235—82.) Vgl. G. Schmidt, a. a. O., SS. 138—44.

- (3) 1830年議会（2.註（2）参照）の審議経過から見て、「1832年1月に再び集合すべきであった等族」は、「九月騒乱」のさなか30年9月25日に公約された通り、31年3月1日に召集され、「政府は憲法、都市自治体条令、土地改革法の三つの重要法案を提出」した。これはザクセン最後の旧等族的邦議会であったが、ドレスデン暫定市議会（Communrepräsentanten）代表 Ch. G. Eisenstuck（1.註（10）＊参照）も参加していた。（G. Schmidt, a. a. O., S. 138; Gretsche/Bülow, a. a. O., S. 717f.; A. Schlechte, a. a. O., S. 89.）

- (4) 『プロイセン関税連合（Zollverband）への加盟は恐らく直ぐに間接税収入の巨大な増加と地租（Grundsteuer）の縮小の可能性とを招き、従来君たちの肩にかかっていた負担を、……〔輸入品を用いる〕富裕者の肩に課すであろう。』（S. 21.）

＊ 関税同盟結成についてザクセンとプロイセンは、1830年末の Lindenau のベルリン訪問の際に原則的に同意したが、31年3月にザクセン代表 Heinrich Anton von Zeschau はベルリンで協定を成立させることができなかった。32年3月の不成功に次ぐ33年3月の協議が漸く協定の妥結に導いた。（Reinhardt, a. a. O., SS. 301—03. その前史については、諸田実、「中部ドイツ商業同盟の形成と崩壊」、『商経論叢』8巻3・4号、1973年、参照。）なお、Zeschau（1789—1870）は1822年枢密財務顧問官（Geheimer Finanzrat）、30年11月枢密顧問官、31年から48年3月まで蔵相、35—48年は外相兼任。「保守的で、特別大衆的ではなかった」が、「Lindenau とならんで、政府で最も重要な政治家であった。」匿名の著作として、Z. A. H., *Das Wirken der Staatsregierung und Stände des Königreichs Sachsen, nachgewiesen aus den Ergebnissen des ersten constitutionellen Landtages, nach dem Eintritt der Verfassungs-Urkunde vom 4. September 1831*, Leipzig 1834, がある。（G. Schmidt, a. a. O., S. 116f.）

- (5) 将来の議会の下院は68条により、騎士領所有者代表20人、都市代表25人、商工業代表（Vertreter des Handels- und Fabrikwesens）5人とならんで、君たち農民の代表25人から構成されるはずである。（S. 15.）
- (6) Böttiger, a. a. O., S. 654, 677; *Die Landrentenbank*, S. 25; Bär, a. a. O., S. 8; Teuthorn, a. a. O., SS. 40—50; Reinhardt, a. a. O., S. 288; Boelcke, a. a. O., S. 287f.; Lütge, a. a. O., S. 263; Gross, “Oberlausitz”, S. 14; Gross, *Sachsen*, S. 95f.

6. *Allerunterthänigste Petition der Amtslandschaft Dippoldiswalda mit Glashütte, Sr. Königl. Hoheit dem Prinzen Mitregenten durch den Herrn Cabinets-Minister von Lindenau, Excellenz am 25. Febr. 1831 ehrfurchtvollst überreicht von den amtslandschaftlichen Abgeordneten Moritz Trescher, Johann Gottfried Jäckel, Carl Gottlieb Schulze, Dresden, Schultze'sche Buchdruckerei* <sup>(1)</sup> 1831.

本パンフレットは、マイセン県南部の鉱山都市 Glashütte と Dippoldiswalde <sup>(2)</sup> 管区29村(村名と代表者は45—48ページに挙げられている)の請願書から Glashütte の Moritz Friedrich Trescher によって1831年2月10日編纂され(S. 44), 表紙に記されているように、同月25日に Trescher, J. G. Jäckel および C. G. Schulze (45ページによれば後二者はいずれも Bärwalde <sup>(3)</sup> 村)によって官房大臣 Lindenau を通じて摂政に提出されたものである。従って、本稿での順序から言えば、二番目に言及されるべきものであるが、マイクロフィルムの入手が遅れたために、便宜上ここに置き、22ケ条のうち、領主制地代に関係する部分のみを紹介することにしよう。

序文によれば、この請願書は内容を、『事情により代議士 Volksvertreter (等族 Landesstände) の審査と助言の下に、君主自身の決心にのみ依存するような、そして、既に提起された希望を不必要にも繰返さないために、当管区集落に知られている限り、他の所では言及されなかったような、請願と提案だけに大部分は限定している。更に、可能な限り、権能ある一定の官庁の吟味と決定に属する個々の苦情と請願を避け、最後に、請願の根拠を、完全な情報の欠除の下で可能な範囲で説明しようと試みた。』(S. ivf.)

10) 『……これら〔騎兵糧秣金 (Cavallerie-Verpflegungs-gelder) と地租 (Landsteuer)〕, および、邦議会毎に同意される公課の他に、当管区集落は、そのための法的義務を知らされることなく、況んや納得させられることなく、貢租 (Gefälle) を支払わねばならない。それは特に、(i) 煉瓦納屋賃借料 (Ziegelscheunpacht), (ii) 炭運送金 (Kohlfuhrengeld), (iii) 流筏材 (Flossholz) の樵 (Schlager) の賃金, (iv) フーフェ賃租, (v) 狩猟賦役 (Jagddienst) の賠償金 (Aequivalentgeld), (vi) 賦役金 (Dienstgeld), (vii) 譲渡税 (Theilschilling) とその他若干である。(i) (ii) (iii) (iv) の貢租は、Dippoldiswalde 管区に直属する殆どすべての集落が, (v) は自治体 (Commun) Glashütte が, (vi) は若干

の村落のみが、(H)は2村、即ち Luchau と Rõthenbach のみが、支払わねばならない。』  
(S. 22.)

『因襲によって我々にまで達している情報によれば、煉瓦納屋賃借料は、Dippoldiswalde〔市〕近郊の選帝侯の煉瓦納屋のためになされるべき畜賦役・手賦役に代ったものであろう。煉瓦納屋も、それに必要な原料も同地方には〔もはや〕存在しないが、貢租は残っている。原因が止んだ時 (cessante causa), この公課 (Oblast) が存続していることは、司法と貢租とがかつては、そしてここでのように通常、一人物に賃貸され、賃借人 (Pachter) が両者を、賃借された対象の有益な部分と見なしたことを、人が想い出すならば、明白であらう。』 (S. 22.)

『炭運送金は元来、Freiberg の鋸鋸所 (Schmelzhütten) のために懇願により給付された、即ち、いわゆる懇願運搬 (Betfahren) が臣民から強奪されたものであろう。』 (S. 22.)

『流筏材の樵 (Schläger) の賃金については、数年の中に満了する契約が管区集落との間にある。この貢租の起源についての立入った吟味の際に根拠が存在せず、陛下の無限の正義愛にとって、その軽減あるいは廃止を決定することが適当であるならば、それについて別に言うことはない。』 (S. 22f.)

『フーフェ貢租とそれへの法的義務については、我々は全く知らない。』 (S. 23.)

『狩猟賦役の賠償金〔あるいは狩猟賦役金 Jagddienstgeld〕は我々の考えでは信頼できず、少なくとも不合理である。』『……我々は深く信頼して、貨幣に転化された野蛮が公正な裁判官の前では決して時効により聖化されないことを希望してよいであろう。』  
(S. 23.)

『賦役金は多分、我々の土地の以前の保有者が、Dippoldiswalde と Luchau のもはや存在しない騎士領に給付せねばならなかった賦役、の償却額であらう。』『特に我々、Luchau 村の小屋住農 (Häusler) にとっては、小屋の所有は我々には単なる宿所以上のものを与えないから、これ、および、多分同一起源の若干の他の貢租は非常に重い。我々はそれぞれ、標準的 (gbr.) ショック<sup>(4)</sup> (Schocke) 〔税〕6〔単位〕、1 Gr 6 Pf の四季税 (Quatember-Beitrag), 11 Gr 11 Pf のフーフェ貢租、8 Gr の永代地代、1 Gr 5 Pf の煉瓦納屋賃借料、7½ Pf の刑事費 (peinliche Unkosten), 3 Gr の樵の賃金の他に、3 Gr 6 Pf の永代賦役金 (Erb-Dienstgeld), 3 Gr 8 Pf の増加賦役金 (Erhöhungs-Dienstgeld), 9 Gr 8 Pf の打穀金 (Treschergeld), 7 Gr 6 Pf のミカエリス賦役金、8 Gr の藁縄金 (Strohseilgeld) を、さらに、我々の子供

| 集 落 名            | フーフ<br>エ貢租 | 永代<br>地代 | 煉 瓦<br>納 屋<br>賃 借料 | 賦<br>役<br>金 | 樵の<br>賃金 | 穀物<br>貢租 | 合 計  | 註                 |
|------------------|------------|----------|--------------------|-------------|----------|----------|------|-------------------|
| Beerwalde        | 63         | 18       | 11                 | 2           | 16       | 14       | 1025 | 刈取・掻き集め 各23日      |
| Borlas           | 13         | 30       | 21                 | 10          | 27       | 8        | 1194 | —                 |
| Elend            | —          | 114      | —                  | —           | —        | —        | 190  | 刈取・掻き集め 各65日      |
| Glashütte        | 73         | 42       | —                  | —           | —        | —        | 1115 | —                 |
| Grossölsa        | 100        | 30       | 19                 | —           | 24       | 63       | 1124 | —                 |
| Hänichen         | 37         | 8        | 7                  | —           | 9        | 26       | 396  | —                 |
| Hennersdorf      | 68         | 5        | 10                 | —           | 14       | 3        | 541  | —                 |
| Hirschbach       | 68         | 24       | 12                 | 16          | 17       | 9        | 987  | 犂耕・搬入など 618日      |
| Höckendorf       | 102        | 44       | 16                 | —           | 23       | 167      | 1904 | —                 |
| Luchau           | 99         | 55       | 19                 | 55          | 24       | 91       | 1573 | 犂耕など 81½日         |
| Lübau            | 47         | 13       | 9                  | —           | 12       | 35       | 639  | ” ” 40 ”          |
| Malter           | 22         | 9        | 3                  | —           | 5        | 3        | 496  | ” ” 96 ”          |
| Niederfraundorf  | 65         | 33       | 12                 | 9           | 16       | —        | 810  | —                 |
| Niederhesslich   | 68         | 27       | —                  | —           | 17       | 113      | 943  | —                 |
| Oberfraundorf    | 49         | 10       | 9                  | 25          | 12       | 3        | 817  | —                 |
| Oberhesslich     | 40         | 152      | 6                  | 67          | 10       | 14       | 734  | —                 |
| Oberkarsdorf     | 109        | 29       | —                  | —           | 27       | 47       | 1274 | —                 |
| Obernaundorf     | 127        | —        | —                  | —           | 18       | 62       | 834  | —                 |
| Paulsdorf        | 24         | —        | —                  | —           | 5        | 35       | 452  | 賦役 18日            |
| Paulshayn        | 6          | 9        | —                  | —           | 1        | —        | 92   | —                 |
| Possendorf       | 94         | 25       | 19                 | —           | 29       | 49       | 906  | 定額物品税 200ターラー     |
| Rabenau          | 20         | 17       | 1                  | 4           | —        | 19       | 382  | 賦役 166日           |
| Reinberg         | —          | 210      | —                  | —           | —        | —        | 273  | —                 |
| Reinholdshayn    | 127        | 25       | 21                 | 145         | 28       | 9        | 1603 | 犂耕など 59日          |
| Röthenbach       | 56         | 18       | 9                  | —           | 13       | 45       | 809  | ” ” 189”          |
| Ruppendorf       | 102        | 28       | 17                 | —           | 23       | 25       | 1330 | ” ” フーフエ当り 8 日    |
| Seifersdorf      | 134        | 21       | 26                 | —           | 33       | 256      | 1775 | —                 |
| Spechtritz       | 41         | 6        | 7                  | —           | 10       | 68       | 451  | —                 |
| Ulberndorf       | 54         | 16       | 9                  | 27          | 12       | 3        | 829  | —                 |
| Wendischkarsdorf | 57         | 21       | 11                 | —           | 14       | 119      | 829  | —                 |
| Wilmsdorf        | 44         | 19       | 9                  | —           | 12       | 59       | 577  | 定額物品税など 1274 ターラー |

が下男として奉公する場合 1 人 10 Gr の、下女の場合 1 人 6 Gr の奉公強制金（Gesindewangsgeld）を、その上、我々のある者は驚鳥貢租（Zinsgans）の代りに 9 Gr，卵 1 ショックの代りに 9 Gr を、国王の徴収所とりわけ Dippoldiswalde 出納局に支払わねばならない。また、そこに支払うべき道路建設金とならんで道路建設賦役（Strassenbaudienste）を果たし、共同体の諸負担、教会建物の維持、教会への給与木材（Deputatholze）やその他の賦課を比例的に負担せねばならない。』『あの会計局への貢租（Kammergefälle）によって我々の小地所は、そして一般に国庫への土地公課によって管区集落の土地は、それが君主あるいは領主の土地の分裂地（Arulsen）である場合には、その現在の価値の数倍を、本来の価値からすれば法外に、支払わせられている。』（S. 23f.）

『譲渡税は、遺産規制に基づき生じる（ausfallen）相続分から 12 Gr ずつ出納局に支払われるが、我々、Luchau および Röthenbach 村にとって、この差引きを是認する法的根拠は全く知られていない。』（S. 24.）

『……陛下と殿下が付表をしげしげと見詰めて下さらんことを。陛下と殿下がさまざまな貢租の合法性の調査、正当でない貢租の廃止、および、已むを得ぬ貢租のできる限りの縮小、を求める我々の鄭重な懇願の実現を緊急に必要と考えられることを我々は疑わない。』（S. 25.）

本書巻末の詳細な付表から主要な領主制地代だけを取上げて表示（Gr 以下切捨て）すれば、別表の如くである。<sup>(5)</sup> その場合、穀物貢租は穀物貢租（Zinskorn）（〔混合〕穀物 1 シェッフエル＝2 ターラー＝12 Gr）と燕麦貢租（Zinshafer）（燕麦 1 シェッフエル＝1 ターラー＝8 Gr）の和であり、合計は、ここに表示した地代以外の種々の領主制地代、租税、教会・共同体への貢租をも含み、註には、この合計に加算されなかった公課・給付のうち、主要な定量的負担のみを挙げた。

（註）

- （1）本書は、*Katalog*, S. 348, には、*Petition der Amtslandschaft Dippoldiswalde mit Glashütte (Steuer- und Schuldverhältnisse betr.)*, Dresden 1831, として挙げられており、内容が領主制と関連しないかのような印象を与えている。
- （2）表題では Dippoldiswalda.
- （3）付表では Beerwalde.

- (4) ショック税は1628年の台帳 (Kataster) に従って標準的 (gangbar) に課税されたが、引下げられる (moderiert あるいは ermässigt) 場合、免除される (dekrement) 場合、徴収不能 (kaduk および fehlend) の場合もあった。(Carl Heinrich von Römer, *Staatsrecht und Statistik des Churfürstenthums Sachsen und der dabey befindlichen Lande*, Bd. 2, Halle 1788, S. 568f.; Wilhelm Behrendts, *Reformbestrebungen in Kursachsen im Zeitalter der französischen Revolution*, Diss. Leipzig 1914, S. 18.)
- (5) ここに挙げられた31集落のうち Rabenau 〔市〕は本請願書に署名していない。なお、1832年の人口調査によれば、Dippoldiswalde 管区内 Glashütte 市の人口は957人、Rabenau 市は582人、農村人口 (村落数不明) は9,918人であった。(Mittheilungen, Bd. 4, S. 2.)